

憲法と平和を考えるつどい

資料集



〔目次〕

Xモには
18ページ、28ページ
をお使い下さい

- 政治反動と今日の憲法状況 ----- p. 1 ~ p. 4
 - 1. 安保条約と憲法との矛盾
 - 2. 自衛権解釈の変遷
 - 3. 憲法改悪の動向
 - 4. 80年代の問題
- 日本の平和とアメリカの核戦略 ----- p. 5 ~ p. 14
 - I. 現代戦の兵器の特徴
 - II. アメリカ核戦略の歴史と現段階
- 憲法関係資料 ----- p. 15 ~ p. 17
 - 日本国憲法、大日本帝国憲法、自民党憲法「改正」要綱、地方議会の改憲促進決議
- 安保関係資料 ----- p. 18 ~ p. 21
 - 安保条約、自衛隊法、日米防衛協力ための指針
- 有事立法関係資料 ----- p. 22 ~ p. 34
 - 三矢作戦研究、非常事態措置法、防衛庁がおか女、T-2研究内容、防衛方の申告報告、戒厳令、国家総動員法、治安維持法、軍機保護法、大規模地震対策法、新東京国際空港安全確保法
- 靖国法案関係資料 ----- p. 35 ~ p. 39
 - 靖国法案の趣旨説明、靖国神社法案
- 有事立法と徵兵制 ----- p. 40 ~ p. 43

1981年5月21日(木)

p.m. 6:00 - 9:00

宮崎市民会館大会議室

主催：日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

政治反動と今日の憲法状況

一 安保条約と憲法との矛盾

(1) 旧安保条約（一九五二年）→基地貸与協定・米軍の軍事占領肯定 → アメリカは日本防衛の義務を負担しない → 集団的自衛権にもとづく軍事同盟条約ではない → 日本の再軍備に対する期待

「アメリカ合衆国は、日本国が・・・直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のために漸増的に自ら責任を負うことを期待する」（条約前文）

(2) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（MSA協定、一九五四年）の調印 → 防衛力増強義務 → 同年自衛隊法成立 → 「自衛隊は違憲ではない」との政府統一見解発表

(3) 安保条約（一九六〇年）→ MSA協定による防衛力増強義務の確認（三条）

— 相互防衛義務の承認（五条）

① 安保条約は軍事同盟条約である。軍事同盟条約は、強い軍隊、軍事力によつて平和を維持するという前提にたつ。

② 憲法九条は軍隊を持たないことによつて平和を維持しようとするもの。

③ 憲法体系と安保体系との完全な矛盾 → 自民党・財界にとつて憲法は邪魔

安保条約と共に日・米・韓反共軍事同盟化

物

二 自衛権解釈の変遷 — 防衛力増強路線へ

- 一九四六年 六月 吉田首相「九条は自衛戦争も放棄」と言明
- 一九四九年 一月 吉田首相「無軍備こそ安全保障、憲法は自衛戦争も放棄」

- 一九五一年 一月 吉田首相「永久非武装にあらず」
- 一九五二年 八月 吉田首相「保安隊は新國軍の土台たれ」と訓示
- 一九五四年 一二月 木村防衛庁長官「自衛隊は違憲ではない」との政府統一見解

自民党憲法調査会発足、鳩山首相「憲法改正は日本再建の基盤となるもので、各方面の反対があつても最善の努力を傾けて実現したい」

・一九五六年	二月	鳩山首相「自衛のためなら敵基地を攻撃してもよい」
・一九五七年	二月	小滝防衛庁長官「誘導兵器も自衛のための最少限度なら違憲でない」
・一九五九年	三月	岸首相「自衛権の範囲内なら核兵器の保有も憲法上可能である」
・一九六〇年	四月	伊能防衛庁長官「自衛のためならば核弾頭をつけたオネストジョンを使用しても違憲ではない」
・一九六二年	一月	岸首相「自衛隊が領土、領海を出て公海、公空の一部に出ていくことはありうる」
・一九六三年	二月	志賀防衛庁長官「アメリカの対日軍事援助費の漸減とともに、防衛費増大は避けられない」――第三次防衛計画の検討
・一九六五年	一月	政府「原爆は憲法上保持できないが、科学技術が進んで自衛の目的の限度にそつたものであれば違憲ではない」
・一九六六年	二月	佐藤首相「国連平和監視団への自衛隊参加は憲法上許される」
・一九六七年	三月	増田防衛庁長官「戦闘爆撃機の所有は違憲ではない」
・一九六八年	二月	三八年度統合防衛図上研究実施（三矢作戦、研究）
・一九六九年	六月	政府答弁書「自衛隊の作戦行動範囲は自衛権の行使に必要な限度内での公海・公空に及ぶ」
・一九七〇年	三月	防衛庁は核武装・徵兵制、原潜保有など必要と防衛構想公表
・一九七一年	六月	法制局長官「韓国への自衛官派遣、平和処理なら合憲」
・一九七三年	九月	佐藤首相「もう少し気のきいた憲法を考えるべきだ」
・一九七五年	五月	大平外相安保条約の極東の範囲につき「地理的区域をあらかじめ確定するのは適当ではない」
・一九七七年	六月	稲葉法相「現行憲法が諸悪の根源とは思っていない。しかし欠陥の多い憲法だ」
・一九七八年	八月	防衛局長「日米共同作戦は「領空、領海外に及びうる」

示

福田内閣の政府見解、自衛力の具体的な限界について、その時の国際事情、軍事技術の水準、その他の諸条件により変わりうる相対的な面を有することは否定し得ない」

三月 福田首相「憲法上細菌兵器の保有は可能である。」
七月 栗栖統幕議長「超法規的行動もありうる。」

福田首相、防衛庁に有事立法の検討を指示

- ・一九八〇年 二月 日向閔経連会長「いまや非常時に備え、政府が徴兵制の研究をしておく必要がある」

八月 奥野法相「国会で改憲論議が必要」

政府、九条に触れず一三条、一八条だけを論拠として「徴兵制違憲」の閣議決定

九月 奥野法相「改憲論議をとがめるのは言論封殺」と居直る

鈴木首相、民社党委員長と会談「安保は平和戦略を基本とする。自衛力強化を現行憲法の枠内で進める」と合意

三 憲法改悪の動向

(1) 一九五五年一二月 自民党憲法調査会発足

一九五六四年四月 同調査会は、「現行憲法は占領軍に押しつけられたもので、翻訳的文章が多く、日本弱体化政策のあらわれだ。天皇の地位、戦争放棄

国民の基本的義務などの諸規定に問題がある」との中間報告

(2) 一九六四年七月同調査会は報告書を内閣に提出

①憲法九条の修正→自衛隊の設置——国防の義務の条項の新設——徴兵制の確立

②天皇の地位→「わが国の歴史と伝統にもとづき、天皇が国を代表とする」ことを明確にする

③国会の権限を制約→国会の承認を必要とする条約の範囲を限定——衆議院の内閣不信任決議の制限

④司法制度の改悪→違憲審査権は最高裁のみ——特別裁判所の設置——最高裁判所の国民審査制の廃止

⑤基本的人権の制限→「公共の福祉」概念を個別的に導入拡大——土地所有権の制限条項——労働三権を経済目的に限定

(3) 一九七二年一〇月 同調査会「憲法改正大綱草案」を決定（資料参照）

(4) 小選挙区制の動き→改憲に必要な絶対多数の実現へ
五六六年 鳩山内閣

七三年 田中内閣による策動

(5) 司法反動の急速な展開

①公務員労働者の争議権解放（全通中部判決、都教組判決）から全面否認の解釈改憲の定着（全農林判決、名古屋中郵判決）

- ②公務員の政治活動の規制判決——思想・表現の自由否定
- ⑤裁判官に対する思想統制、人事管理の強化——訴訟指揮の強権化——判、検事の頻繁な
人事交流

四 八〇年代の問題

(1) 奥野法相の改憲発言

(2) 一九八〇年二月七日関西連合会長の徴兵制の研究を説く発言

(3) 八一年度防衛庁費の別枠化の合意成立

(4) 靖国神社への閣僚の公式参拝——神道の国教化へ
教科書攻撃の強化

(5) 地方自治体における改憲決議

自主憲法期成議員同盟の改憲決議要請→民主主義的手続を装うことの危険性
スペイ防止法制定決議の動き

(6) 防衛庁の有事法制研究中間報告

国家総動員法、戒厳令下の人権侵害の現出

(7) 鈴木・レーガン会談における日米軍事同盟の明確化

I 現代戦の兵器の特徴

大量殺戮を目的とした ABC兵器と運搬兵器による体系

A：原子兵器（原水爆、中性子爆弾など）

B：生物（細菌）兵器

C：化學兵器（ナホーム、毒ガス、毒薬など）

運搬兵器：航空機、ロケット、人工衛星、原子力潜水艦

1. 原子兵器

(1) 原子力エネルギーの特徴

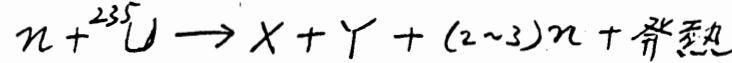
① 巨大なエネルギー

1 Kg の ^{235}U の核分裂エネルギー～ 石炭 3000 t

1日 1 Kg 消費～ 100万 KW発電所（熱出力）

瞬間的爆発～ 20 Kt TNT（広島規模）

② 酸素不要で“燃え”る



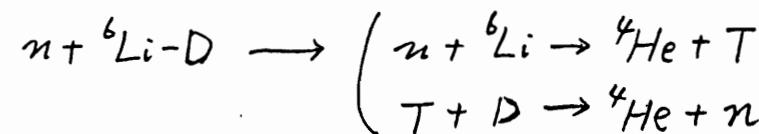
空気不要→潜水艇・船団に有利

③ 死の灰からも脊生する。

核分裂片 X, Y は放射性原子核

それらは原水爆灰ではない!!

参考 水爆の構成方程式

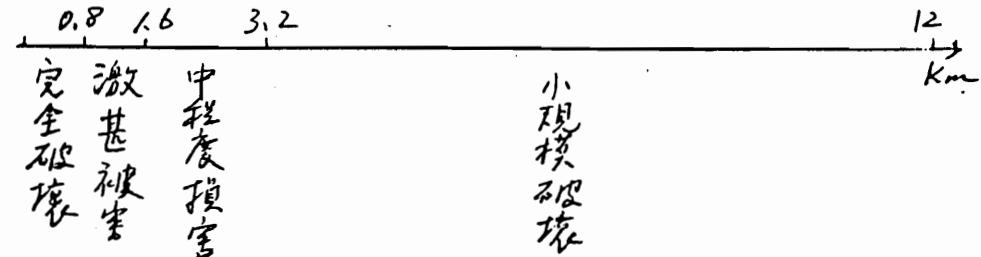


実験は現段階では原水爆を用いる。

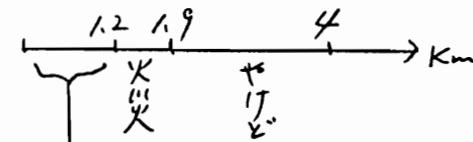
(2) 原爆の破壊・殺傷の規模 広島型の規模(20 Kt)

① 爆風～3秒肉突風が往復する

圧力 直下 5~10 t/m²



② 熱線～ 爆心直下 3000~4000 °C



瓦がガラス化する。～4秒後 1800 °C以上

③ 放射線

中性子線 0.8 kmまで 致死量

γ 線 1.2 kmまで 致死量,
1.4 kmまで 半致死量
～1.6 kmまで 傷害

死の灰 黒い雨となる。死傷者～恶心、吐血、脱毛、食欲減退、
口腔炎症、出血、血の下痢、鼻血

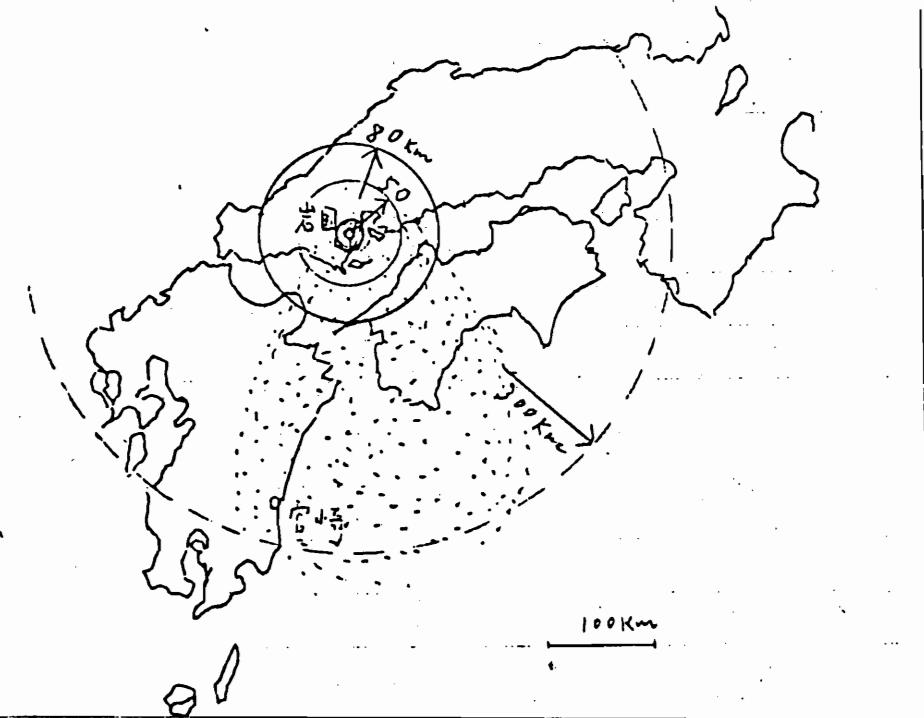
特徴 (a) 何時でも身体をむしばり。徐々に進行、→ある日突然(白血病)

(b) 微量でもそれが長い間にいた傷害 (晚発性)

(c) 遺伝傷害 (男女の差)

(3) 大型水爆 ($\sim 20\text{ Mt}$) の場合

- ① 爆風 $\sim 10\text{ km}$ 以内 完全破壊
 $\sim 80\text{ km}$ 以内 建物被害
- ② 熱線 $\sim 50\text{ km}$ 以内 ひどい火傷
 $\sim 70\text{ km}$ 以内 軽い火傷
- ③ 放射線 $\sim 10\text{ km}$ 以内 中性子線による致死
風下 \sim 数百 km 死の灰による致死
- ④ B-52 重爆 1機 24 Mt 水爆 $\times 2$ 枚 積載可能
ミサイル 弹頭 1 t $\approx 4\text{ Mt}$ TNT 相当
- ⑤ 岩国 $\sim 20\text{ Mt}$ 水爆 攻撃を受けた場合



(4) "使える" 核兵器へ—限定戦域核戦争の思想

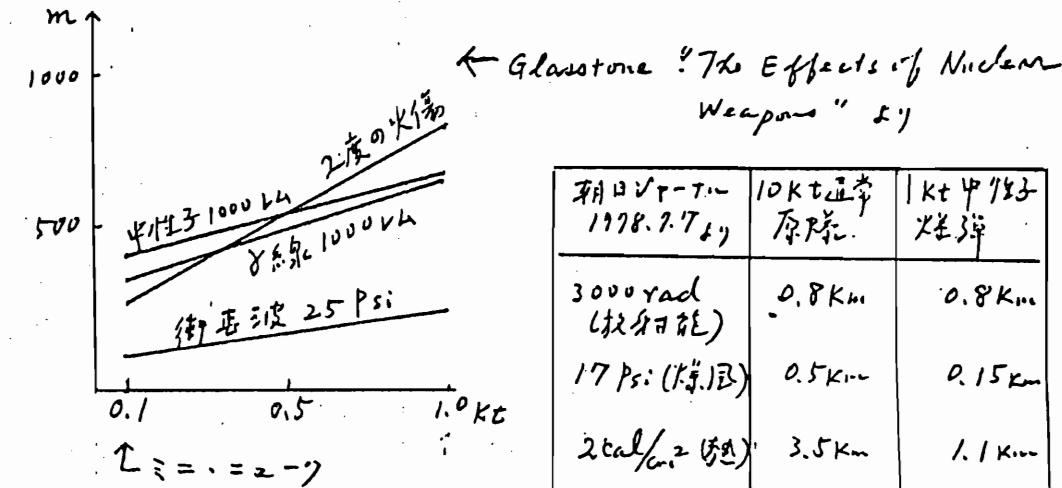
- ① 小型化—戦場用、精度上昇

極限量の小さな核分弾物質一起し元素の開発
アメリシウム ($\leq 1\text{ kg}$)、カリコルニウム (\sim 数 10 g)

$0.5\text{ kt} \sim$ 数 10 kt TNT 相当で、原子炉や、短距離ミサイル、軍用航空機などの運用が無くなる。軍艦はおなじく部隊などとの攻撃は不可能となる。
(限定核戦争が可能なことを想定、この使用が核戦争の發展を止むる事を抑止する事と定め、アメリカ軍は及ばない核戦争!!)

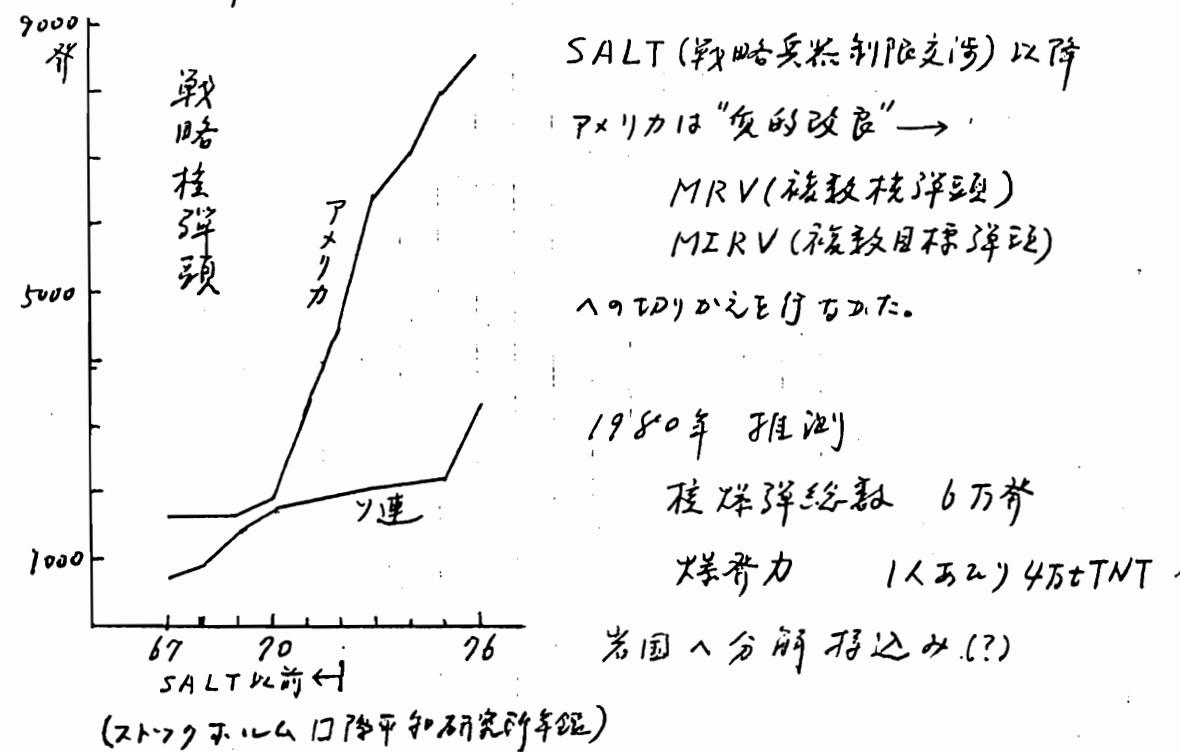
- ② ミニ・ゼット、中性子爆弾
超小型化 → 相対的放射線強化 → 中性子爆弾
ミニゼット: TNT 50 t 相当の爆発力と、1m程度の半数命半精度をもつ核分弾兵器

小型化された場合、放射線の影響範囲が相対的に大きくなる

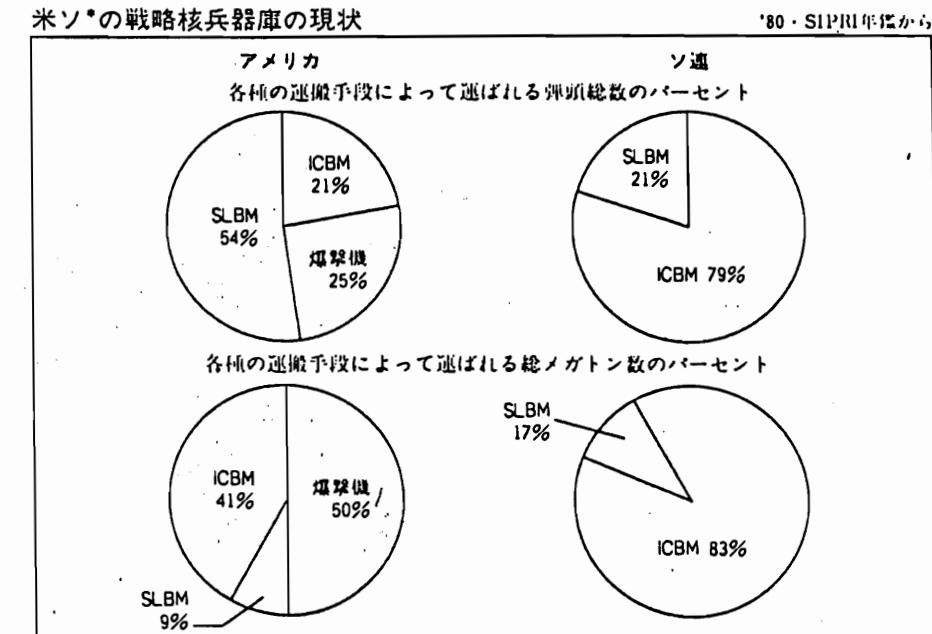


中性子爆弾 (放射線強化兵器): 小型水爆、核分弾物質と核融合物質を分離し、既得王位を維持する少なからぬ利点と中性子を核融合物質の方に反応させ、相対的に水爆よりも大きなヨリ。またBeを巻くことでリチウムを増やす。従って車両部隊の乗員の殺傷 (中性子の透過力を利用)

(5) 極弾頭保有量



米ソの戦略核兵器庫の現状



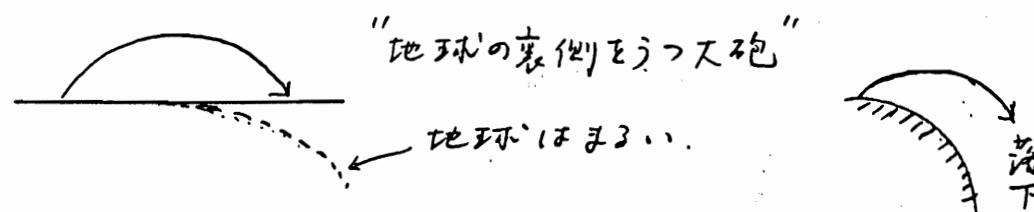
*判明する限り、ソ連は長距離爆撃機を大陸間の任務にはそう多くは使っていない。ソ連の戦略核戦力はICBMを主力としているのに対し、アメリカは戦略核兵器の三本柱に比較的均等に配分されていることがわかる。

2. 運搬戦兵器

いかに迅速、陰密確実、また破壊されないかに運搬するか?

核兵器と運搬兵器を併用して把握する。

(1) ロケット



ソ-未開 約30万

精度: 222 Km (原水素10キロ) → IRBMで 10m に向上
(1980年代)

防衛は不適切で困難

人工衛星 → ICBM
(大陸向弾道弾)

A.B.M レステム
核説弾頭, MIRV

人工衛星、アーミー攻撃兵器、スペースシャトル ("チラカミ") -7-

SALTIIによる上限と米ソの戦略核戦力(1979年6月18日現在) '80. SIPRI年鑑から

SALTIIによる上限		アメリカ	ソ連
(MIRV)	1320	820 { MIRV化したICBM発射装置	550 608
	2250	MIRV化したSLBM発射装置	496 144
		長距離ALCMを装備した重爆撃機	3 0
		MIRV化されないICBM発射装置	504 790
		MIRV化されないSLBM発射装置	160 806
		ALCMを装備しない重爆撃機	570 156
		合計	2283 2504

配備方法別のシステム総数

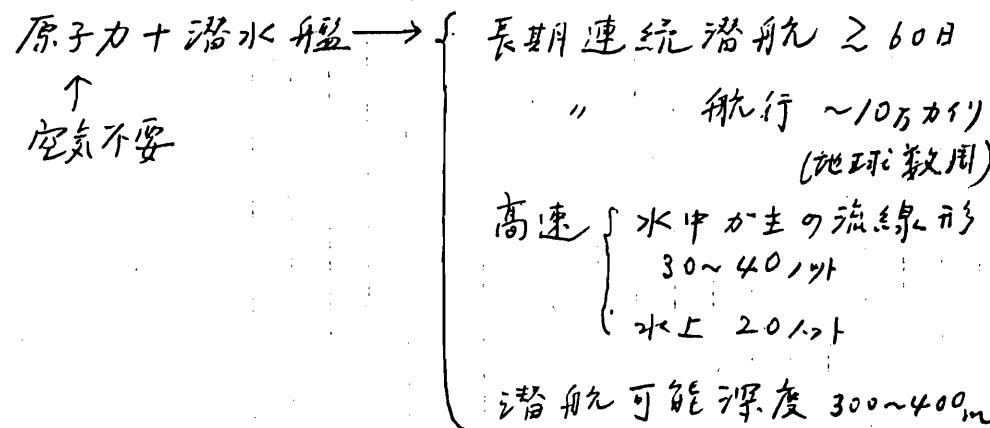
	アメリカ	ソ連
ICBM 発射装置	1054	1398
SLBM 発射装置	656	950
重爆撃機	573	156
合計	2283	2504

略語説明: ALCM (空中発射巡航ミサイル)
ICBM (大陸間弾道ミサイル)
MIRV (多弾頭個別目標再突入体)
SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル)

現在、核爆弾総数は6万発、爆発力は1人当たり4万t、広島型原爆130万発に相当する…SIPRI推定。

(2) 原子力潜水艇

① 「窮屈兵器」としての原潜の特徴



比較 従来型潜水艇の水中能力(電池)

21ノットで 48時間
9ノットで 1日半
15ノットで 0.5日半

以上から兵器としての機能性

探査: レーダー, 航空機レーダに見つけられる。

追跡: 駆逐艦達も同程度のスピード

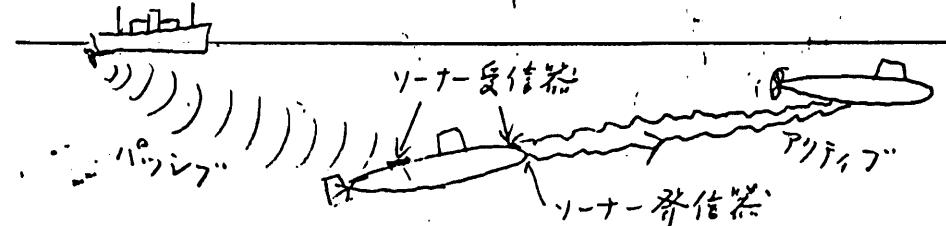
攻撃: 爆雷, 普通魚雷では圈外へ逃げられる。

すなはち「窮屈兵器」

② 攻撃型原潜 (SSN)

「窮屈兵器」は「窮屈兵器」を!! -- 攻撃型原潜

探査: ソナー(水中音波探知機)



アクティブ・ソナー

$5 \times 10^3 \sim 5 \times 10^4$ ヘルツの超音波の
0.1秒以下パルスの音圧と反射率
の受信。およそ -600 ノット

距離(数10km), 方向(ステレオ), 速度(トグル), 船種の
種類が識別できる。(自走航行の不思議の1つ)

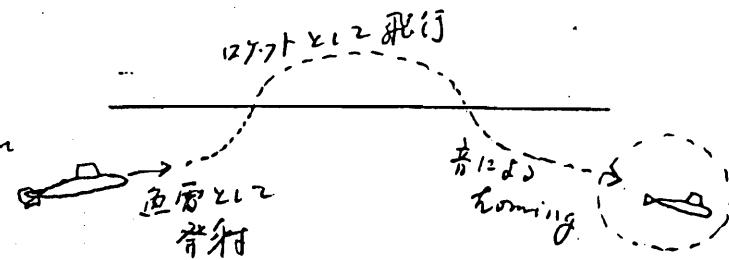
ハバ アクティブ・ソナーは、使うことで自分の位置を把握する。

ハーフレフ・ソナー (ハイドロфон-水中集音筒)

条件が良い場合は 100km以上 (100km) の能力あり。

追跡・攻撃

サブ・ソナー
30~40km



命中精度から核弾頭重量 (~20kt, 平均 1km 误差)。

日本寄港場の種別込み問題 (1973年)

(比較) 天和主砲 9門 × 100kg × 34kg ~ 30t

「SSN」魚雷 30kg × 20kg × 30kg 20kt × 20 = 400kg

③ ポラリス型原潜 (SSBN)

中距離弾道弾搭載 (SLBM)

排水量 水中 6880t ~ 7880t

ミサイル ポラリス A3型 16基

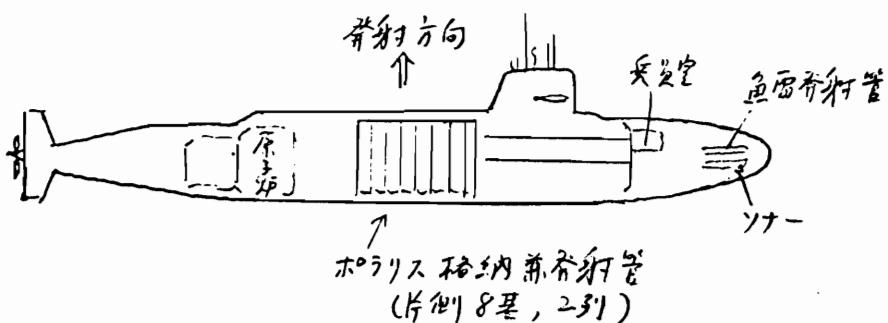
射程速度 1分/分

最大射程 4630km

弾頭 200kt × 3個

(セイバー型 12基 × 12個)

長さ 9.45m 直径 1.37m 重さ 15.85t

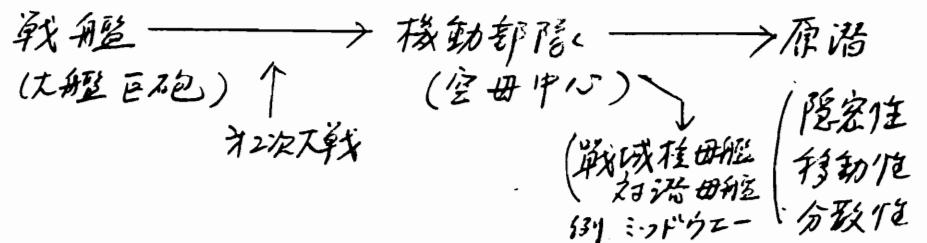


現在、ポラリス型、ボーセイドン型原潜 41隻
うち 10隻が太平洋に配備。

次期計画 トライエント型 (トライエント・ミサイル=射程 7000km,
2.4基 × 8枚(Ⅰ空), ×17枚(Ⅱ空), 高度 ~27km) を 80年代
1/30度

④ 原潜の軍事戦略上の位置づけ

- 。海軍の主戦兵器として



- ・機戦略作戦の主力裏兵として、映画「怒り」
 - トライアント半自動中精度～約10m → 機1等能
 - ・移動海外基地として

⑤ 原潜の欠陥

- ・ 乗員の休息、物資補給 --- 原潜の機械との
能力よりも、「人間」の方で限界が生じる。
→ 海外基地（横須賀、佐世保、沖縄）の設置
エクセル-70による平政支局。

- ・通信・連絡が不便、長所の裏返しで自己の位置決定不便。

∴ 電波は海中に入り込む。反射電波はもとで 5m の深さ。
長波電波は海底で反射され、電波航法灯台が使用

ロランC：特別な部隊と高精度を要求する任務
(Loran) Long range navigation 隠定使用 程度～180m (地下ワイヤの存在)
隠跡地帯にあり、隠跡の目的のため
電域を手に入れること (以上米軍人証言)

ランA 一般に船頭が使用、オメカシ等とつながる。
ランC → 後刻 全世界を8局で覆す。

④ ポラリス厚潜水の正確な位置決定 → SLBM1: の改善の
軌道を決定する。搭載ミサイルの軌道と、攻撃目標
(ソ、中)などの戦略目標) これら、齊射海域 —
ロジン C テーンの配達・霧域がまとめてくる。

北アメリカ太平洋沿岸、同太西洋沿岸、日本近海、いすゞ
北西太平洋；ハワイ中心の中部太平洋、北大西洋-ルシタニ
地中海→6地域のみ。この而已述べる所の意味が因

④ SSBNへの指揮通信はもはや使われない。

ロランCの弱点

通信基地は核戦争時は最初は改善され、容易に破壊される可能性がある。原潜の耳目が不足する。

(原潜は艇載慣性航法システムを搭載している)

以上から、日本を中心とするロランC網は、フランス周辺の SLBM による対ソ・米の戦略的核攻撃の對応指令と介助の海域を構成している。原潜の戦略的役割からして、この海域は専ら、隠密な行動であり、その存在がロサンゼルス、サンフランシスコ上陸時に不利。(ソビエトの改進型原潜はこれらハリケン級を超越している)

日本が "SLBM の基地" は くみこまれている

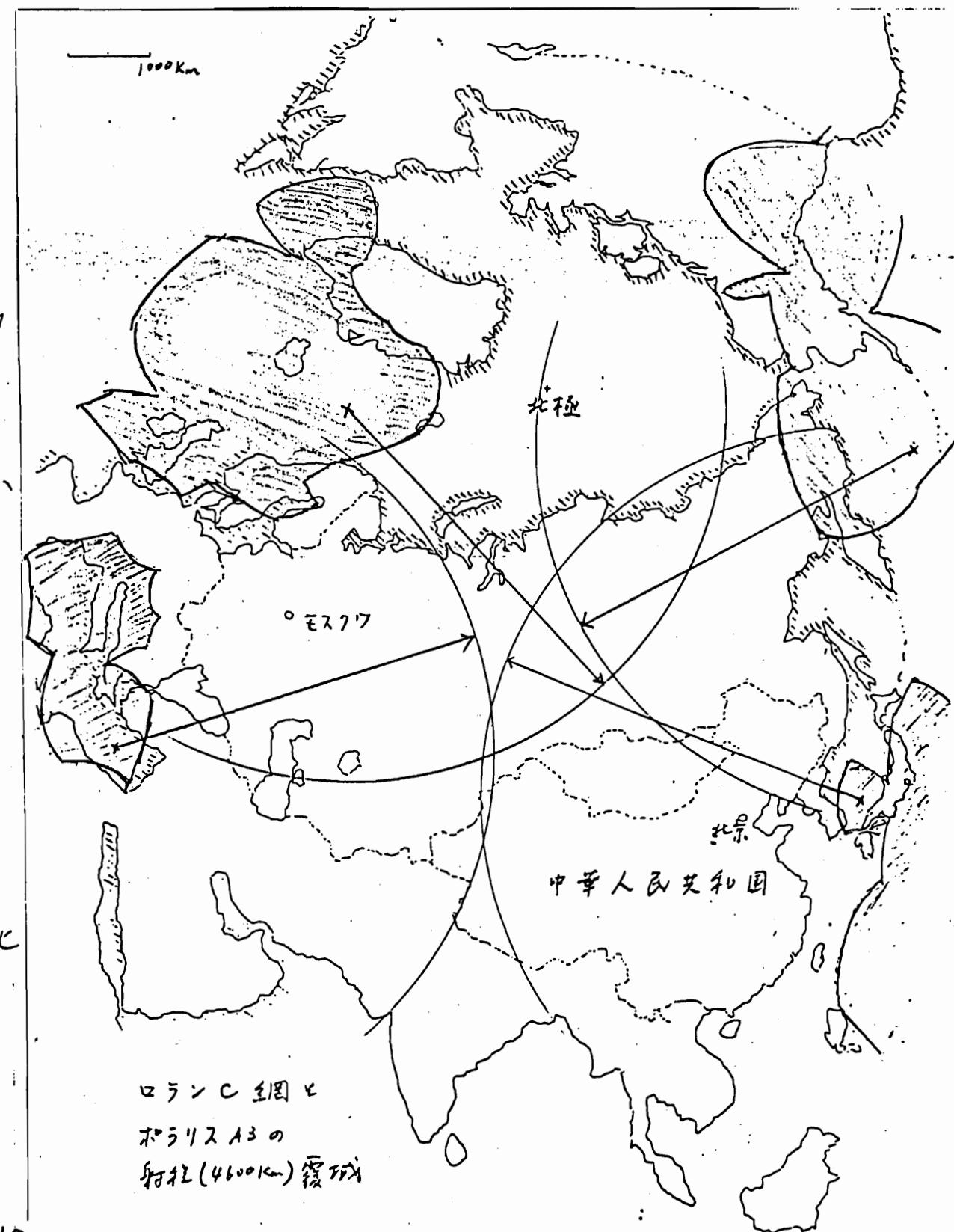
ことに注意!!

(3) 戦争の無人化・自動化へ

① 巡航ミサイル

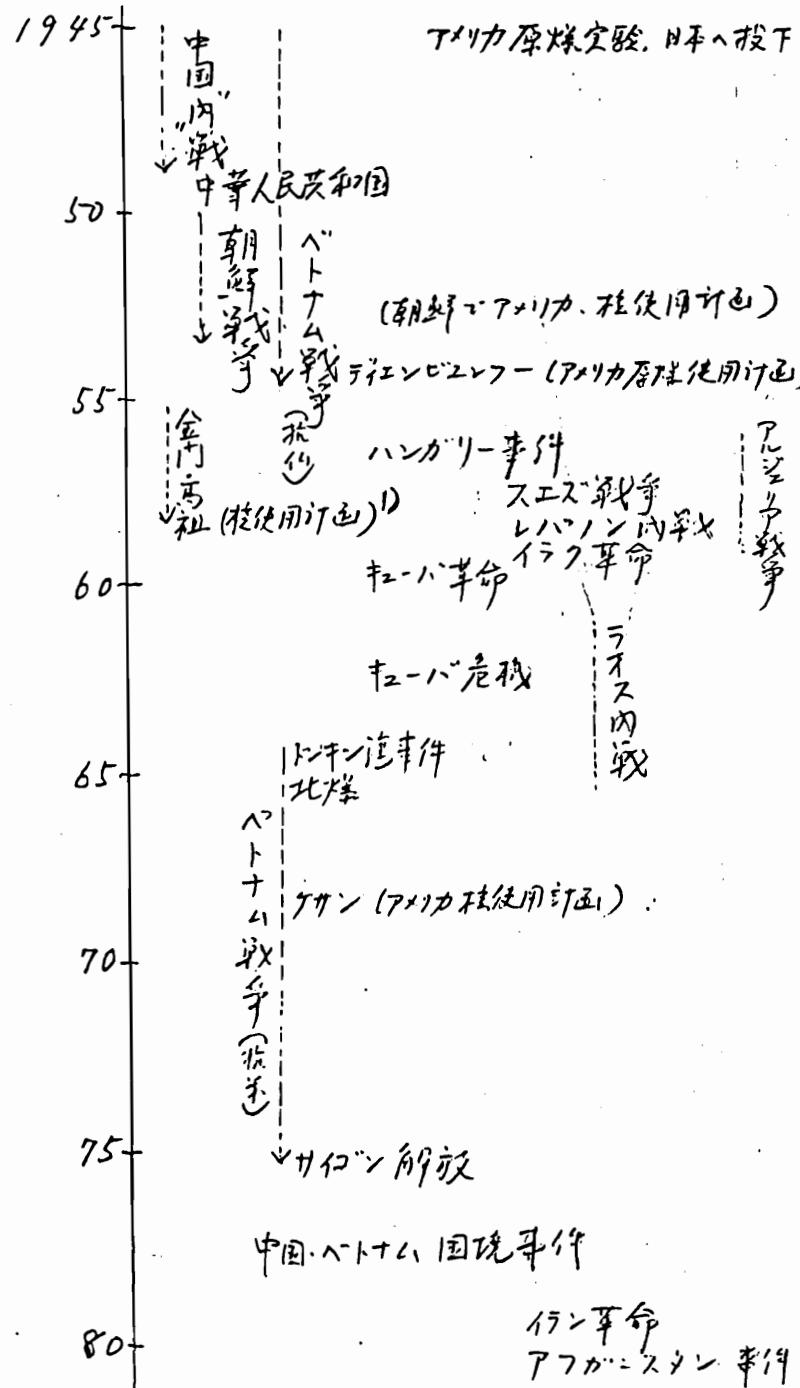
あらかじめくみこまれた日本軍の地図に沿って飛行。

② JASON ジル-70 のヘリコプターの電子戦化、無人化センサー、スマート爆弾 etc.

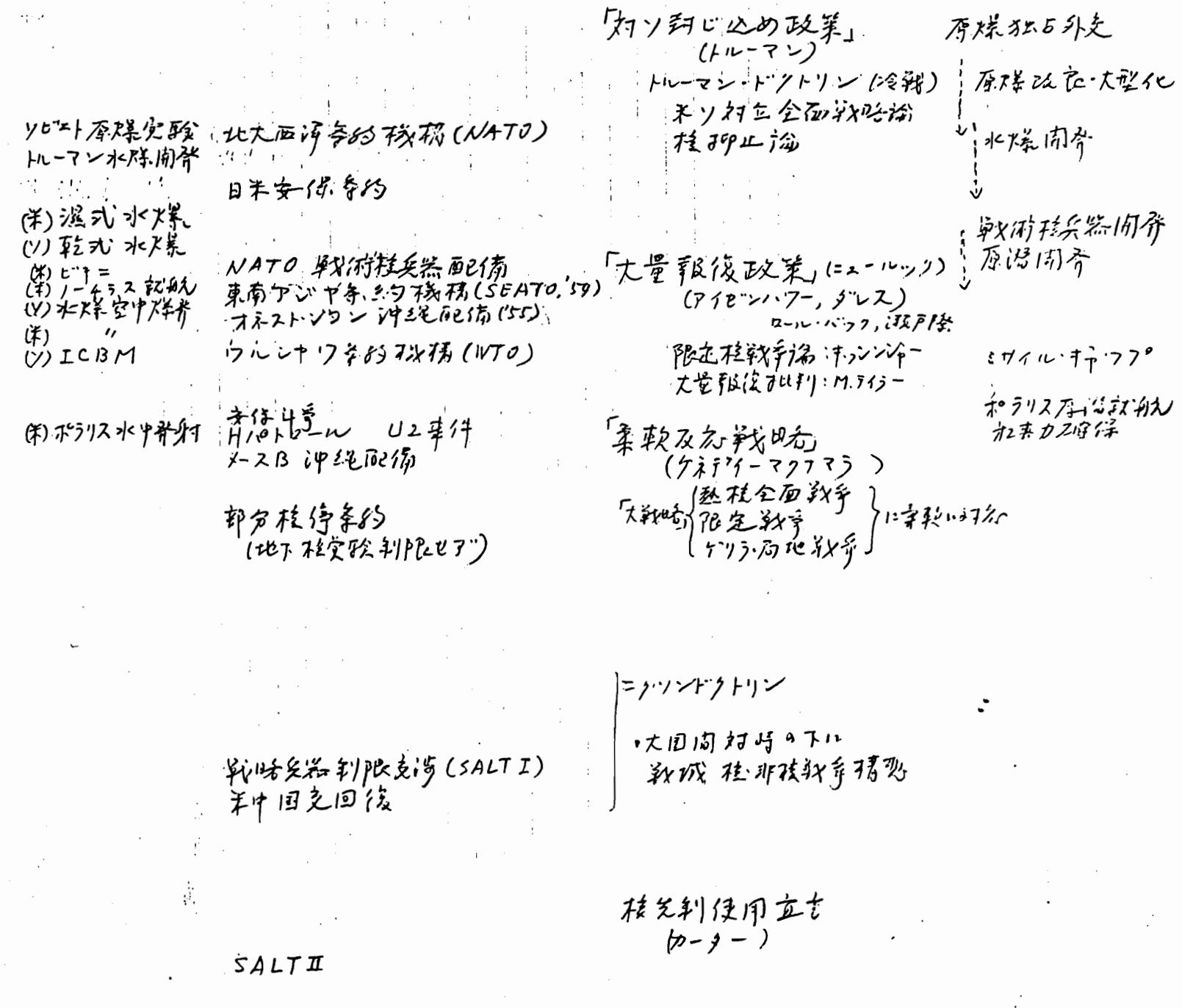


II アメリカ核戦略の歴史と現段階

1. オンス大戦後の戦争の歴史



2. アメリカ核戦略の推移と背景



3. 分析

(1) 第2次大戦後、ほとんどの戦争が継続して113.

規模も大きい。

第2次大戦 太平洋地域 爆弾 ~50万t
広島型原爆、 ~2万t

朝鮮戦争 (3年1月) 爆弾 ~73万t

ベトナム戦争 (最後3年半) 爆弾等 ~575万t
アメリカ正規軍 ~55万人
政府軍 ~75万人

(2) 戦争の性質の変化

中国・朝鮮・ベトナム等 社会主義国の成立過程への干渉戦争。

50年代後半以降 殖民地・従属国の民族独立戦争。

(3) 英・仏帝国主義とアメリカ帝国主義の交替 (50年代半ば, 60s)

ベトナム戦争におけるアメリカの決定的敗北 → アメリカ帝国主義の支配力の相対的低下、資本主義社会の矛盾の激化

アメリカ一国による世界の憲兵 → 同盟国による集団防衛へ。

(4) 军事戦略面

原爆が出生した「ネイサン封じ込め戦略」がソ連との原爆競争時代に
敗北が確定的で、 $\frac{1}{10}$ による脅迫「大量破壊戦略」へ移り、

周辺諸々全民族への干涉失敗、民族独立斗争の発展による現実化。

大陸全面制圧のみならず戦略的威力が大きいとする。

これらで英仏主義の侵略としてそれが柔軟化、あらゆる

$2^{\circ} 6^{\circ}$ の攻撃においては新鋭として「柔軟反応戦略」

に転じてこれでこれをかづく。

(3), (4) 何れもアメリカ帝国主義敗退の歴史として見えてくる。

(5) 柔軟反応戦略は、ケネディ → ニクソン → カーター、世界情勢の変化を反映して展開させられており、これは、戦略核・非核戦争と並んで現実的なものとして構築して110年代現代アーバンの特徴。

(6) ケネディ「大陸戦略」

マクシーネー：大陸平版戦略批判³⁾
(ティラー：戦略核兵器・戦略空軍の優位 → 全面的核戦争が安易!)
これが大陸戦争遂行能力なし。

① 全面的核戦争⁴⁾

② 局地限定戦争⁵⁾ かかる「攻撃」も柔軟に即応できる準備。
③ グリット戦争⁶⁾

① 対立勢力、対立勢力(原爆)の反比例関係化 → "抑止力"思想

② 戦術核兵器の多様化^{7), 8)}

③ 特殊部隊(グリーンベレー)の創設、CIA強化

限定戦争の元の原型：ティラー (1962. 1. 10. アーヴィング・エアストラ・ジョンソン)

相互抑止の法則下では限定戦争とは、通常より12のアメリカの存在が
許されないより武力衝突であるといふ新しい定義でくるべきだ⁹⁾。従来の定義が非難してNATOの比率のような方針方
にありの武力衝突の可能性を認めざる¹⁰⁾。

(50年代後半、桂・非核化はヨーロッパの限界戦争には
立ち合て全大陸戦争は不可能と見ていい。

戦術核兵器のヨーロッパ配備の急増¹¹⁾

1960年 2500枚、1964年 5000枚、1968年 7200枚

戦術核兵器の多様化 及び核兵器管理措置の実施(実際使用で
IRBMは禁止して原爆(オーリー)強化)

60年代限定戦争の考え方 7) 参照

(7) 70年代 単純な核・戦略の強化—戦域戦争構想

1969 = フォン大統領就任 → フォート～カーター(1977)

この時期、社会主義大国との間に一定の政治的緊張

(米ソ向 教略兵器制限交渉) 対大國"テラード"の条件形成、
 (米中向 政治同盟) 中の影響力を上げて
 ベトナム戦争での敗退
 経済的矛盾の激化
 原油国等、第3世界、非同盟諸国の動き

右の状況の変化から、

核全面禁止の条件に一定の対峙状況をつくり出たと
 いよいよ、アメリカ本国への核報復がありえないといふ限局的
 状況の下で⁸⁾、レバント-12-7-10の戦域で、核・非核を
 併用して防衛戦争—戦域戦争⁹⁾として、戦域
 核兵器の増強。

"防衛戦争で核を使用するにはある" → この脅迫によると
 戦争の抑止と反対意見、→ 先制核使用の反対。

カーター：1977「核不使用」宣言の本質

-- 核あるべき正常兵器による改善が実際にはいかず
 もう場合、X外には、核兵器を使わない。
 背景…ベトナムの敗戦理由として核不使用！(唯武器)

カーター政権による戦術核兵器予算の増加。

1975年 1.24億ドル、1977年 1.84億ドル

1978年 3.18億ドル、1979年 4.33億ドル

中性子炉洋行画進

概) 以上の動きが、ヨーロッパにおける核ミサイル配備に対する
 運動の高揚をよびおこしている。

(8) 日本のアメリカ核戦略の中での位置→(1)

反米世界包围網の極東の重要な一環—資本主義体制維持のため

"NEATO"構想 ← 日米、米韓、米台、米フィリピン軍事同盟

'60年代前後

~1980 JANUS構型(オストリア、エーシーント、ASEAN、韓国、日本)

アジア戦域の核・非核戦争の基地

兵器庫、補給基地、停泊基地、哨戒基地、指揮所—不沈空母

戦域戦争論(従来の単純戦争) → アメリカ乃至は毎日

核・非核戦争 → 前進配備(海外基地と戦域兵器の配備)

これに米ソ、中国での地理的位置、及び政治的"安定" ←

原水爆運動、核アレルギー、'60年代半

核兵器配備とその暴露

アジアの核弾頭 陸上～1500基、海軍艦船～1500基

アメリカは戦域への配備は認めずが、何故かの配備(マニタコス)

∴軍事的理由よりも、むしろ政治的理由

○ 海軍艦船の差違の度合いは、そのためには国ごとの国の
 政治情勢から政府の要請。反対運動の制限。

テロック主張(1974: 核爆戦可能船は、つまり核兵器を運んでいく)

クレーマー主張(1978: ハドウェー、ベトナムで核攻撃用空母と12)

エズラーベーグ主張(1978: 若干には核兵器? MWNU-1郵便)

日本文在寅主張(若干には核爆弾を分解して存放している)

ライチャード主張(1981.5.18) 寄港、並泊につれて日本政府の経合意

(註) 攻撃用空母は 1966 江東 戦略的任務が能がれ、前進配備
 強力として基本は 12-17 攻撃用航空機の母艦及び対潜作戦
 の母艦—戦域戦争の使用の有効性、およびの実現化

自卫隊の統制—日本空母作戦ガイドライン(昭和53年1月)へと転換

"専守防衛" → アジア戦域戦力の分子化(定式化され、NATO並み軍事
 同盟)(攻守同盟、前方防衛)

日本の防衛 → 不協和の平和及び安定のため、未開拓の中。

④ 宪法肉述 ← 安保肉述(本戦略のうち)

(9) 平和運動・"核アレルギー"の重要性

キーレンジャーの増悪、ヨーロッパ 中性子炉洋行、新ミサイル石狩丘
 インド洋平和地帯立ち、太平洋非核化会議

参考 (以下の引用は「アーヴィング・カーリーと日本」新序、新日本出版社)

10

- 1) (P 47)
アイゼンハワー大統領
は、「一九五八年九月四日付でダレス國務長官とのあいだに合意海賊問題でのホワイトハウス内極秘メモをつくり、そのなかで、「通常兵器の使用に限定されたのでは、われわれの介入は効果をあげることはできないだろう」とうたって、核兵器の「限定的」使用の秘策をねつた（仲見・佐々木謙一・般辯論誌「アイゼンハワー回顧録」2の付録、みすず書房）。ラロック氏は一九七四年の議会証言で、金門・馬祖のさい、ワシントンから太平洋軍司令官に通常兵器による中間攻撃準備を指示したところ、太平洋軍司令官から、①中国にたいし通常兵器で攻撃する計画はもつてしない、②空母は全部核兵器しか積んでおらず、通常兵器はほとんどないと答えてきたことをあきらかにしているが、それはまさにこのときのことである。

- 2) (P 45)
マクナマラ 一九六七年国防報告書 (P 45)

「それ（アメリカの核報復力）は、原子戦争を正当化するにはあまりにも限定された共産側の侵略を抑止しない。それは、共産側が地方的規模の戦力やゲリラ戦力を使って、〔アメリカと〕条約的関係をもたない国々をおさえるのを、阻止することができない。それは、いわゆる周辺消火作戦では既に立たない」「具体的にいって、われわれが必要としているのは、まったく別の種類の戦力で、それは、限定的な性格に依拠して平和を維持するとともに、抑止が失敗したらには、紛争を悲惨なものにまで高めることなしに侵略とたたかうという戦力である」（米議会一本会議調査録、三五八二ページ）

- 3) (P 46)
各個別改政案の採用を「先駆的」に主張したキッシンジャーは、全面報復戦略を批判する理由として、「全面戦争の戦略に重点を置きすぎると、圧力を区別したり、段階をつけることができない」ということが、現実に、ソ連圏の团结や統一に役立つだけになるというのが、根本的に非難される原因の一つである」と述べた。社会主義陣営の不团结の利用とその促進を、キッシンジャーは当時から重視していたのである。

キッシンジャーは、アメリカにとって限定戦争戦略が必要な理由として、つきの三つをあげた。

- ①限戦争は、ソ連圏がヨーロッパの周辺地域をじゅうりとするのを、受け入れ可能のコストで防ぐための唯一の手段である。

②軍事能力に広い幅があることは、全面戦争になつても勝敗の差をもたらす。

③力の中間的使用こそ、戦略的変化を自ら有利とする最善の機会となる。

- 4) (P 47)
マクナマラ 国防報告書 (P 47)

「同盟諸国の兵力と組み合わせたアメリカの兵力の威力と配置は、限定戦争による自由世界への潜在的な侵略を防止するに足る、十分に強力でかつ機動性のあるものでなければならない。アメリカの海外配備戦力の第一義的任務を構成するものは、まさにこの役割である。非核戦争、なかば限定された戦争、ゲリラ戦争が、一九四五年以降、自由世界の安全にいたるもともと活発で恒常的な脅威を形成している。海外に駐留しているか、海外で艦隊するためにつくられたアメリカ軍の各部隊は、全面核攻撃を正当化しえずそこまで拡大してもならないこれらの紛争を、抑止し、もしくは封じ込めるために有効に対処させることができる」。

「通常戦力によっては駆逐しえない大規模な侵略のさいには、われわれは適当とされるいかなる兵器をも用い、いかなる行動をもとるべく、準備していなければならぬ」

- 5) (P 48)
マクナマラ 国防報告書 (P 48)
「たとえ限定的な戦争の状況においても、われわれは戦術核兵器の使用を排除すべきではない。なぜなら、だれもこのような状況がどのようにして展開することにはなるか、予測することはできないからだ」

- 6) (P 49)
クネティ、一九六三、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一〇一〇〇、一〇一〇一、一〇一〇二、一〇一〇三、一〇一〇四、一〇一〇五、一〇一〇六、一〇一〇七、一〇一〇八、一〇一〇九、一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一、一〇一〇一〇一〇一〇一

日本国憲法(抄)

日本国憲法

日本国憲法(公布記念)

式典の勅語

第一章 天皇

第二章 戦争の放棄

第三章 国民の権利及び義務

第四章 战争の放棄・軍備及び交戦権の否認

第五章 基調とする国際平和を確実に求める

第六章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第七章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第八章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十一章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十二章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十三章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十四章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十五章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十六章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十七章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十八章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十九章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十一章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十二章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十三章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十四章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十五章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十六章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十七章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十八章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二十九章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十一章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十二章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十三章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十四章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十五章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

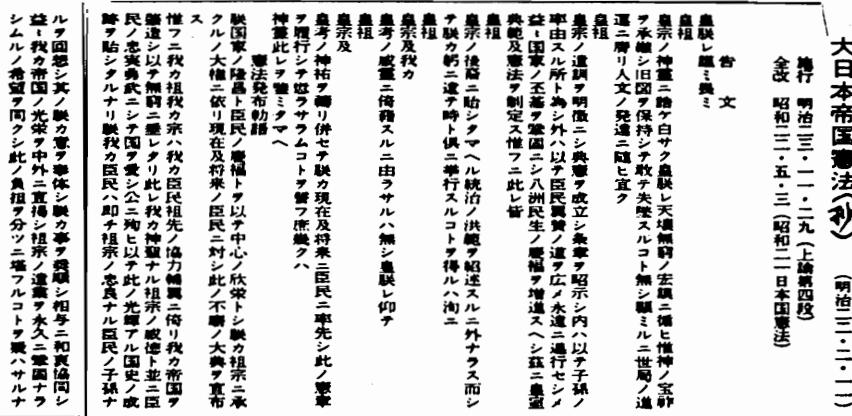
第三十六章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十七章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十八章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三十九章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第四十章 国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。



第九章 改正

本日、日本国憲法を公布せしめた。この憲法は、帝國憲法を全面的に改正したものであつて、國家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によつて確定されたのである。即ち、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の和平が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに明らかに定めたのである。

朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。御名御璽

昭和二十一年十一月三日

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。御名御璽

昭和二十一年十一月三日

本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

その承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

その承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の

定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

その承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の

定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

その承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の

定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

本建設の礎が、定まるに至つたことを深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

朕は、平和を維持し、専制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする手段としては、永久にこれを放棄する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸國の公正と信義に信頼して、われらの憲法、法令及び勅令を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸國の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする手段としては、永久にこれを放棄する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸國の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。とのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普普通的なものであり、この法則に従ふことを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一〇条 (国民の要件) 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第一条 (基本的人権の享有) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを保持しない。他の戦力は、これを認めない。

第二条 (自由、権利の保持の責任とその濫用の禁止) この憲法が国民に保障されることは、日本国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一二条 (自由、権利の保持の責任とその濫用の禁止) この憲法が国民に保障されることは、日本国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一三條 (個人の尊重) すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立て直す。他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一四條 (宗教の自由) ① 信教の自由は、何人も、いかなる宗教的拘束から解放されない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第一五條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第一六條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第一七條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第一八條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第一九條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第二〇條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第二一條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第二二條 (天皇の地位、國民主権) 天皇は、日本国民の総意に基く。

第一〇条 (居住、移転及び職業選択の自由) ① 何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由はない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一一一条 (結婚、結社、表現の自由、通信の秘密) ① 結婚、結社及び言論、出版その他の表現の自由は、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一一二条 (宗教の自由) ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

第一三一条 (信教の自由) ③ 国及びその機関は、宗教教育その他に立たうとする各國の責務であると信じる。

第一四一条 (思想及び良心の自由) ④ 思想及び良心の自由は、いかなる宗派及び良心の自由は、これに侵してはならない。

第一五一条 (思想及び良心の自由) ⑤ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一六一条 (思想及び良心の自由) ⑥ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一七一条 (思想及び良心の自由) ⑦ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一八一条 (思想及び良心の自由) ⑧ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第一九一条 (思想及び良心の自由) ⑨ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二〇一条 (思想及び良心の自由) ⑩ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二一一条 (思想及び良心の自由) ⑪ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二一二条 (思想及び良心の自由) ⑫ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二二三条 (思想及び良心の自由) ⑬ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二二四条 (思想及び良心の自由) ⑭ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

第二二五条 (思想及び良心の自由) ⑮ 何人も、いかなる宗教団体も、國から特権を受けてはならない。この憲法が国民に保障しない他の戦力は、これを認めない。

△再録△

自民党憲法「改正」要綱

(昭和48年5月3日自主憲法制定国民大会で発表)

第一 日本国憲法改正の基本方針

およそ独立した民主国では、主権をもつ国民が、自由な意志をもって国民の自由、幸福と國の平和、發展を目標として制定した自主的憲法をもつ。

現行日本国憲法は、占領下、國民にいまだ主権がなく、また自由な意志の表明を許されなかつたとき、連合国占領軍の強い指導の下に、きわめて短時日の間に作成されたものからその中に多くの長所を備えているが、不備不合理な箇所がありわが国情に合致しないところが少なくない。またその表現は明確を欠くため、解釈上疑義があり、わが國および世界の進展にも即応しがたいうらみがある。

よつてわれわれは、ここに独立した民主国にふさわしい憲法をもつため、國民の幸福、國家社会の發展に寄与するとともに国際間に正義と平和の理念を確立し、東西文化の融合をはかり人類の福祉と新文化の創造に貢献することを目指とし、つぎの方針をもつて憲法を改正する。

一、天皇の地位の明確化

わが國の歴史と伝統にもとづき、天皇が國を代表することを明確にする。

して國を代表する旨を規定する。

第二章 戦争放棄

一 平和維持のため、國際紛争解決の手段としての武力行使にかんする現行憲法第九条第一項は、これを存置する。

二 現行憲法は、國の固有の権利である自衛権を否認していないが、

これを行使する自衛力の保有について種々の議論がある。

日本國の安全保障は、究極には國連の普遍的集団安全保障機構に依存することを理想とするが、これに到達するまでの間は自衛力の保持と集団安全保障機構によることを明らかにする。

第三章 国民の権利及び義務

一 現行憲法では、個々の基本権と公共の福祉の関係が明確を欠くため、個人の権利と自由が一面乱用に陥るとともに、他面公共の福祉の名によって不当に制約されるおそれがあるから、憲法上個別的にその内容、限界を定める。

二 國民の権利は、社會連帯の理念にもとづき發揮されるべきものであるから、國民は、他人の権利、自由及び社會の秩序を尊重すべき責務を明らかにする。

三 家庭は、祖先から受け子孫に伝承すべき人間の生命を育てる礎石であり、また社會の基底であることにかんがみ、國は家庭を保障することを規定する。

四 人間の生存と繁栄を可能ならしめるため、天然資源の開発と自然環境保全の調和をはかりそのため土地の所有権等に制限を加えることを明かにする。

第四章 国会

一 現行憲法では、國会は衆・參兩院をもつて構成され、ほとんど同一の権限をもち、異質性を欠いているから、參議院の特殊性を發揮できるよう、その構成、機能について、これを根本的に改めることを考究する。

二 内閣に、緊急状態における特別の立法及び財政措置の権限を付与する規定を設ける。

第五章 内閣

一 裁判の迅速と違憲裁判充実のため、最高裁判所の大法廷は憲法の解釈適用にかんする裁判及び判例を変更する裁判をおこない、小法廷は、その他の裁判をおこなうこと等を考究する。

第六章 司法

一 裁判の迅速と違憲裁判充実のため、最高裁判所の大法廷は憲法の解釈適用にかんする裁判及び判例を変更する裁判をおこない、小法廷は、その他の裁判をおこなうこと等を考究する。

二 新たに規定を置く必要がある。

附記、憲法の改正は、國の最高の課題であるから、憲法改正の必要とその方向につき、十分國民の理解と納得を求め、適当な時期に国会に憲法調査委員会（仮称）を設けて、憲法の条章により、國民に発議する改正案を作成する。

二、世界平和への寄与とわが國の安全保障の確立

日本國は孤立しては存在し、繁榮しないことにかんがみ、地球上から戦争を絶滅し、世界の恒久平和を確保することが、わが國の最高の使命である。わが國の安全保障は、國際緊張の緩和と各國の友好親善の増進のための平和外交によることを第一義とするが、万一体によることを明らかにする。

三、社会連帯の理念による文化的福祉国家の建設

個人とその形成する家庭、社會、國家とは共同体であることにかんがみ、個人の幸福追求と國家社会秩序との調整をはかり眞の文化的福祉国家を建設する。

四、人種平等、民族の自主性尊重にもとづく世界連邦の建設

人類社会の眞の平等と幸福は究極において人種平等と民族の自主性尊重にもとづく世界連邦の建設によって完成さるべきものであるから、國家主権が、唯一、不可分、絶対、最高のものであるとする従来の憲法理念を改める。

第二 憲法改正の方向

前文

世界平和への寄与と國の安全保障、人権尊重による文化的福祉国家の建設等を盛る自主的憲法を制定する趣旨を明らかにし、簡潔で、格調の高い、しかも國民の親しみやすい文章に改める。

第一章 天皇

一、天皇の法的地位を明確にするため、天皇は、國民統合の中心と

資料 地方議会の改憲促進決議

昭和五十五年三月吉日

自主憲法期成議員同盟

会長 岸 信介

新しい憲法を制定して時代を一新する運動に御協力頂きたい御願い

拝啓 早速ながら、現日本国憲法は、当時、占領軍によって一週間足らずで作られた英文の憲法をほぼそのまま日本文に訳した「押し付け憲法」であり、しかも日本の歴史と民族の伝統とを軽視した「占領基本法」ともいうべきものであります。

その結果、戦後三十年を経たこんにち、毎日の報道に見られます

ように、多くの精神構造的異常事件・教育の荒廃を惹き起こしてきて

おり、また爾後一九八〇年代に向けて予想されるわが国をめぐる軍

事状勢・経済状勢の厳しさは、もはや今の憲法で対処することをむ

ずかしくしてきております。

因みに、世界各国は戦後の三十年間、それぞれに国の歴史や民族

の精神を考慮し、かつまた時代の進歩に即応して、その憲法を改新

又は修正しており、この三十年間憲法を修・改正していないのは、

世界広しといえども日本ぐらいなものであります。

憲法は国家のバクボーン（背骨）であり、内外両面から迫りくるわが国の危機を回避するためにも、ここで民族の精神と時代の潮流に即した新憲法を制定し、時代を一新して、民族の新しい活力を呼び起し、国家の新しい繁栄を考えることが、今こそ必要な時機であります。

この自主憲法期成議員同盟は、昭和三十年保守系各党派の有志によって結成され、同年秋、自由民主党が結党された時には、「自主憲法制定」は自民党的主要綱領の一つとされました。以来二十余年、自主憲法期成議員同盟は、超派閥で二百名前後の衆・参議員を擁し、現憲法の再検討と新たに作るべき憲法の研究並びに啓蒙に努めて参りました。

昭和四十四年には、別紙一覧表にも付記しましたように、民間有力団体多数が自主憲法制定国民会議を結成し、毎年五月三日には盛大な大会を行うこと十回を重ね、本年も明治神宮会館において第十回国民大会を開催する運びになっております。（出席御希望者に案内状送付）

自主憲法期成議員同盟は、上述のごとく、当初は国会議員によって始まりましたが、添付の規約にもありますように、地方議員各位も入って頂く趣旨であり、これから大きな国民運動を展開せんとするいま、地方議員各位の積極的御参加が事の成否を決する重大な意義を持つと考えられますので、何卒邦家百年の礎を基くため、次の諸事項（全部又は一部でも）につき御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

(一) 添付雑型の「新憲法の制定を要請する決議（又は意見書）」を、貴議会で可決して頂きたいこと。「決議」が早急にはむづか

しい場合は、同趣旨の請願運動を展開頂きたいこと。

(二) 御地に自主憲法期成議員同盟の支部を設置して頂き、出来れば将来これを貴都道府県・市区町村民会議へと発展して頂きたいこと。（御承諾の場合は添付の支部引受書乞返送）

(三) 貴議会から、この自主憲法期成議員同盟へ多数御入会頂きたいこと。

昭和五十五年三月二十七日

宮崎県東臼杵郡門川町議会

資料2

自治体で採択された改憲決議の例

新憲法の制定を要請する決議

時代の進歩が著しい戦後の国際社会では、それに国情を考え、また時流に即して憲法を改正ないし修正しており、この三十年間憲法を改正していない国は、世界広しといえども日本ぐらいのものである。

特に日本国憲法は、敗戦直後、占領軍が作成した英文憲法を翻訳したものでありそれは比較憲法学上、国家緊急時の対処規定がないなど、独立国家としての憲法の体をなさず、また歴史と民族の伝統をおろそかにして、個人の権利ばかりを強調するのあまり、社会や国家のことを考えない利己的な人間を輩出し、毎日の報道に現われているような精神構造異変と教育の荒廃などを惹き起こしている。

われわれはここに、日本民族の内外に迫りくる危機を回避するた

[資料]

日米防衛協力のための指針

一九七八・十一・二十七 日米安全保障協議会決定
一九七八・十一・二十八 福田内閣閣議決定

昭和五十一年七月八日に開催された日米安全保障協議委員会で設置された防衛協力小委員会は、今日まで八回の会合を行った。防衛協力小委員会は、日米安全保障協議委員会によつて付託された任務を遂行するに当たり、次の前提条件及び研究・協議事項に合意した。

1 前提条件

- (1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。
- (2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。この結論は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない。

2 研究・協議事項

- (1) 日本に武力攻撃がなされた場合又はそのおそれのある場合の諸問題
- (2) (1)以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の諸問題
- (3) その他（共同演習・訓練等）

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得る委員会における研究・協議の進捗を図るため、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行つた。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行つた。

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指針」は、以上のような防衛協力小委員会の活動の結果である。

日米防衛協力のための指針

この指針は、日米安保条約及びその関連取締に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない。

この指針が記述する米国に対する日本の便宜供与及び支援の実施

は、日本の関係法令に従うことが了解される。

I 侵略を未然に防止するための態勢

- 1 日本は、その防衛政策として自衛のため必要な範囲内において適切な規模の防衛力を保有するとともに、その最も効率的な運用を確保するための態勢を整備・維持し、また、地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する。また、米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。
- 2 日米両国は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援等の分野における自衛隊と米軍との間の協力態勢の整備に努める。このため、

- (1) 自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。

更に、自衛隊及び米軍は、作戦を円滑に共同して実施するための作戦上必要と認める共通の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておく。この実施要領には、作戦、情報及び後方支援に関する事項が含まれる。また、通信電子活動は指揮及び連絡の実施に不可欠があるので、自衛隊及び米軍は、通信電子活動に關しても相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

(2) 自衛隊及び米軍は、日本防衛に必要な情報を作成し、交換する。自衛隊及び米軍は、情報の交換を円滑に実施するため、交

換する情報の種類並びに交換の任務に当たる自衛隊及び米軍の部隊を調整して定めておく。また、自衛隊及び米軍は、相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずることにより緊密な情報協力態勢の充実を図る。

(3) 自衛隊及び米軍は、日米両国がそれぞれ自衛隊又は軍の後方支援について責任を有するとの基本原則を踏まえつつ、適時、適切に相互支援を実施し得るよう、補給、輸送、整備、施設等の各機能について、あらかじめ緊密に相互に調整し又は研究を行う。この相互支援に必要な細目は、共同の研究及び計画作業を通じて明らかにされる。特に、自衛隊及び米軍は、予想される不足補給品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等についてあらかじめ調整しておくとともに、自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の経済的かつ効率的な利用のあり方について研究する。

II 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

- 1 日本に対する武力攻撃がなされるおそれがある場合
- 日米両国は、連絡を一層密にして、それぞれ所要の措置をとるとともに、情報の変化に応じて必要と認めるときは、自衛隊と米軍との間の調整機関の開設を含め、整合のとれた共同対処行動を確保するために必要な準備を行う。
- 自衛隊及び米軍は、それが実施する作戦準備に關し、日米両国が整合のとれた共通の準備段階を選択し自衛隊及び米軍がそれぞれ効果的な作戦準備を協力して行うことを確保することができるよう、共通の基準をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支

援その他の作戦準備に係る事項に関し、部隊の警戒監視のための

態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にいたるま

での準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国政府の合意によって選

択された準備段階に従い必要と認める作戦準備を実施する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 日本は、原則として、限られた小規模な侵略を独力で排除

する。侵略の規模、態様等により独立で排除することが困難な

場合には、米国の協力をもって、これを排除する。

(2) 自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する

場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛

力を適時かつ効果的に運用する。

I 作戦構想

自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作

戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自

衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を次のとお

り共同して実施する。

(a) 陸上作戦

陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同

して実施する。

陸上自衛隊は、阻止、持久及び反撃のための作戦を実施する。

米陸上部隊は、必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心陸

上に従って行動する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、日本防衛のための海上作戦を共同

して実施する。

自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航

空輸送等の航空作戦を実施する。

米海軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力

を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を擊退

するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して

実施する。

自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について

必要な支援を相互に与える。

II 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従

つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効

率的・効率的に実施する。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取扱に従つて

新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を

向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮

する必要がある場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取扱に

従つて、共同使用を実施する。

III 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な

影響を与える場合の日米間の協力

日本は、日米安保条約及びその関連取扱に従つて

新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を

向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮

する必要がある場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取扱に

従つて、共同使用を実施する。

IV 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な

作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動

を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び

米軍は、保全に關しそれぞれ責任を負う。

V 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の關係取扱に従い、効率的かつ適

切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し

及びそれぞれの能力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日

本国内における補給品の取得を支援する。

(b) 輸送

日本及び米国は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸

送を含む輸送活動を緊密に協力して実施する。

(c) 整備

上自衛隊と共同して作戦を実施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を擊退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を擊退するための作戦を実施する。

(d) 陸上作戦

自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

(e) 施設

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

(f) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

(g) 施設

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

(h) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

(i) 施設

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

(j) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

(k) 施設

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効率的・効率的に実施する。

有事立法に関する資料

三矢作戦研究 抜粋 上研究 昭和三八年度統合防衛図 三八・二・一 課議部

一、目的

昭和三十八年度において朝鮮半島に武力紛争が生起し、これがわが国に波及する場合を設定し、これを例題として非常事態に際するわが国防衛のための自衛隊の運用ならびにこれに関連する諸般の措置及び手続きを統合の立場から研究し、もって充年度以降の統合及び各自衛隊の年度防衛及び警備の計画作成に資するとともに米軍及び国家施策に対する要請を明らかにして防衛のための諸措置の具体化を推進する資料とする。

二、主要研究項目

研究は「基礎研究」と「状況下の研究」に区分して実施するものとし、各研究における主要研究項目は次のとおりとする。

(1) 基礎研究

- 1 非常ににおいて必要な統幕事務局及び統合委員会等の組織機能ならびにこれらと内局、各幕、米軍及びその他の関係省庁との連けい要領
- 2 非常事態の初期段階（本格的武力行使以前）における部隊

に伴う措置

- (a) 次の各時機において「行動の基本」「指揮命令の基本」及び「指揮命令」として示すべき事項
- a 領空侵犯措置強化の下令
 - b 海上における警備行動の下令
 - c 治安出動待機及び治安出動の下命
 - d 防衛出動待機及び防衛出動の下令
 - e じ後の事態進展の各段階
- (b) 昭和三十八年度防衛及び警備計画における作戦構想の適否、とくに次の事項実施上の問題点
- a 作戦準備
 - b 戰略展開
 - c 初期作戦
 - d 対着上陸侵坑作戦

韓国情勢の推移に伴う国策要綱（要旨）

昭三X・七・二十一・閣議決定

現下の情勢、とくに朝鮮半島における武力戦の進展にかんがみ、共産陣営からの直接の侵略が遠からず我国に対しても生起することは、もはや免れ得ないと判断される。

よって政府は、民主主義を基調とするわが国の独立と安全をはかり、かつ世界恒久の平和に寄与するため国防の基本方針の主旨につとり広く国民の理解と協力のもとに、次によつてわが国策を推進することに決定した。

一、自由陣営諸国との友好関係を増進し、なしうれば韓国との国交

回復をはかる。

- 一、日米安全保障条約の適切な運営を期する。
- 三、侵略に対処するための自衛隊の態勢をすみやかに整備するとともに、逐次その能力を強化する。
- 四、警察等治安関係機関の能力を強化するとともに民防衛態勢を整備する。
- 五、国民の防衛意識を高揚し、国内革命勢力を排除し、前三、四項と相いまつて官民一体の防衛態勢を確立する。
- 六、心理戦活動を強化する。

戦時諸法案と補正予算案の国会提出と成立

- 一、国会に提出する戦時諸法令を次のとおり区分する
 - (1) 緊急度に応じ、なるべく速かに法令化をはかるもの（第一グループ法令）
 - (2) 最悪の非常事態に対処するため、必要な法令を情勢の推移に応じて法令化をはかるもの（第二グループ法令）
 - 二、各グループ法令の概要
 - (1) 第一グループ法令
 - (2) 現行の防衛関係諸法令の実施を容易にするために改正をするもの
- 手続上の簡素化、罰則の制定、権限等の一部拡長強化等関係法令の特令又は適用除外
- 一部の物資の統制その他の臨戦態勢等で前項の法令とともに

行動標準（武力行使の基準）

- 3 「行動の基本」「指揮命令の基本」及び「指揮命令」の性格、内容とくにこれらの相関関係ならびに示達手続

4 対米関係事項

- (a) 安保条約適用上の諸問題
 - (1) 状況の緊迫に応じるべき具体的な統幕、在日米軍司令部間の連けいのあり方
 - (2) 朝鮮戦線と日本防衛作戦との関連
- (b) 日米協同作戦実施上の諸問題
 - (1) 国としての政治・外交上の方針の決定及びこれが示達
 - (2) わが国防衛の基本方針の策定及び示達ならびにこれに伴う具体的な施策
- (c) 日米安保条約に関する措置
 - (1) 自衛隊に対し、作戦準備あるいは出動等を命ずる場合の措置
 - (2) 非常事態の生起に際し、自衛隊としてとるべき措置
- (d) 日米安保条約に関する措置
 - (1) 事態進展の各段階において実施すべき情勢判断及びこれ

に自衛隊の行動を容易にするもの

二十八件

(4) このようにして臨時国会成立後約二週間、八月中旬には政府提出全法令の成立を完了した。

- ハ、防衛目的を達するため直ちに制定を要するもの
(前二項のほか、現段階で法令化の必要あるもの)

(2) 第二グループ法令

防衛目的を達するため情勢の推移に応じ制定を要するもの
(国家総動員体制に移行させるもの)

十件

三、↓略

四、法案成立の見とおし

- (1) 五月三十一日を期してすべての法令の国会提出準備は完了した。すなわち隠密の作戦準備期間を通して防衛庁はこれらの法令について法制局を始め大蔵省、行管厅関係、各省各庁との調整を完了、次いで次官会議を経て閣議にもかけ、活版印刷一切の準備を完了した。
- (2) 政府は国会法に基き臨時国会の招集手続をとるのであるが、招集詔書に示された開会の期日は八月一日である。開会と同時に諸法令は政府によって緊急上程されるのであるが、その数合せて七十七一八十七件。
- (3) 情勢の推移、事態の緊迫化に鑑み、国会はこれらの緊急諸法令を衆参両院に上提、同時に審議を開始し、政府説明、質疑応答等迅速に行なわれ、その緊急度に応じてあるものは特別委員会を設けて審議を能率化し、あるものは委員会省略即座に本会議に上提する等、国民の防衛意識を背景にして国会は政府の国策要綱の実施に協力する態勢で終始した。

二、政府機関の臨時化		一、國家総動員対策の確立									
(一) 中央		(二) 国民生活の確保		(一) 戦力の増強達成						(二) 物的動員	
(6) (5) (4) (3) (2) (1) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (5510) (5511) (5512) (5513) (5514) (5515) (5516) (5517) (5518) (5519) (5520) (5521) (5522) (5523) (5524) (5525) (5526) (5527) (5528) (5529) (5530) (5531) (5532) (5533) (5534) (5535) (5536) (5537) (5538) (5539) (55310) (55311) (55312) (55313) (55314) (55315) (55316) (55317) (55318) (55319) (55320) (55321) (55322) (55323) (55324) (55325) (55326) (55327) (55328) (55329) (55330) (55331) (55332) (55333) (55334) (55335) (55336) (55337) (55338) (55339) (55340) (55341) (55342) (55343) (55344) (55345) (55346) (55347) (55348) (55349) (55350) (55351) (55352) (55353) (55354) (55355) (55356) (55357) (55358) (55359) (55360) (55361) (55362) (55363) (55364) (55365) (55366) (55367) (55368) (55369) (55370) (55371) (55372) (55373) (55374) (55375) (55376) (55377) (55378) (55379) (55380) (55381) (55382) (55383) (55384) (55385) (55386) (55387) (55388) (55389) (55390) (55391) (55392) (55393) (55394) (55395) (55396) (55397) (55398) (55399) (553100) (553101) (553102) (553103) (553104) (553105) (553106) (553107) (553108) (553109) (553110) (553111) (553112) (553113) (553114) (553115) (553116) (553117) (553118) (553119) (553120) (553121) (553122) (553123) (553124) (553125) (553126) (553127) (553128) (553129) (553130) (553131) (553132) (553133) (553134) (553135) (553136) (553137) (553138) (553139) (553140) (553141) (553142) (553143) (553144) (553145) (553146) (553147) (553148) (553149) (553150) (553151) (553152) (553153) (553154) (553155) (553156) (553157) (553158) (553159) (553160) (553161) (553162) (553163) (553164) (553165) (553166) (553167) (553168) (553169) (553170) (553171) (553172) (553173) (553174) (553175) (553176) (553177) (553178) (553179) (553180) (553181) (553182) (553183) (553184) (553185) (553186) (553187) (553188) (553189) (553190) (553191) (553192) (553193) (553194) (553195) (553196) (553197) (553198) (553199) (553200) (553201) (553202) (553203) (553204) (553205) (553206) (553207) (553208) (553209) (553210) (553211) (553212) (553213) (553214) (553215) (553216) (553217) (553218) (553219) (553220) (553221) (553222) (553223) (553224) (553225) (553226) (553227) (553228) (553229) (553230) (553231) (553232) (553233) (553234) (553235) (553236) (553237) (553238) (553239) (553240) (553241) (553242) (553243) (553244) (553245) (553246) (553247) (553248) (553249) (553250) (553251) (553252) (553253) (553254) (553255) (553256) (553257) (553258) (553259) (553260) (553261) (553262) (553263) (553264) (553265) (553266) (553267) (553268) (553269) (553270) (553271) (553272) (553273) (553274) (553275) (553276) (553277) (553278) (553279) (553280) (553281) (553282) (553283) (553284) (553285) (553286) (553287) (553288) (553289) (553290) (553291) (553292) (553293) (553294) (553295) (553296) (553297) (553298) (553299) (553300) (553301) (553302) (553303) (553304) (553305) (553306) (553307) (553308) (553309) (553310) (553311) (553312) (553313) (553314) (553315) (553316) (553317) (553318) (553319) (553320) (553321) (553322) (553323) (553324) (553325) (553326) (553327) (553328) (553329) (553330) (553331) (553332) (553333) (553334) (553335) (553336) (553337) (553338) (553339) (553340) (553341) (553342) (553343) (553344) (553345) (553346) (553347) (553348) (553349) (553350) (553351) (553352) (553353) (553354) (553355) (553356) (553357) (553358) (553359) (553360) (553361) (553362) (553363) (553364) (553365) (553366) (553367) (553368) (553369) (553370) (553371) (553372) (553373) (553374) (553375) (553376) (553377) (553378) (553379) (553380) (553381) (553382) (553383) (553384) (553385) (553386) (553387) (553388) (553389) (553390) (553391) (553392) (553393) (553394) (553395) (553396) (553397) (553398) (553399) (553400) (553401) (553402) (553403) (553404) (553405) (553406) (553407) (553408) (553409) (553410) (553411) (553412) (553413) (553414) (553415) (553416) (553417) (553418) (553419) (553420) (553421) (553422) (553423) (553424) (553425) (553426) (553427) (553428) (553429) (553430) (553431) (553432) (553433) (553434) (553435) (553436) (553437) (553438) (553439) (553440) (553441) (553442) (553443) (553444) (553445) (553446) (553447) (553448) (553449) (553450) (553451) (553452) (553453) (553454) (553455) (553456) (553457) (553458) (553459) (553460) (553461) (553462) (553463) (553464) (553465) (553466) (553467) (553468) (553469) (553470) (553471) (553472) (553473) (553474) (553475) (553476) (553477) (553478) (553479) (553480) (553481) (553482) (553483) (553484) (553485) (553486) (553487) (553488) (553489) (553490) (553491) (553492) (553493) (553494) (553495) (553496) (553497) (553498) (553499) (553500) (553501) (553502) (553503) (553504) (553505) (553506) (553507) (553508) (553509) (553510) (553511) (553512) (553513) (553514) (553515) (553516) (553517) (553518) (553519) (553520) (553521) (553522) (553523) (553524) (553525) (553526) (553527) (553528) (553529) (553530) (553531) (553532) (553533) (553534) (553535) (553536) (553537) (553538) (553539) (553540) (553541) (553542) (553543) (553544) (553545) (553546) (553547) (553548) (553549) (553550) (553551) (553552) (553553) (553554) (553555) (553556) (553557) (553558) (553559) (553560) (553561) (553562) (553563) (553564) (553565) (553566) (553567) (553568) (553569) (553570) (553571) (553572) (553573) (553574) (553575) (553576) (553577) (553578) (553579) (553580) (553581) (553582) (553583) (553584) (553585) (553586) (553587) (553588) (553589) (553590) (553591) (553592) (553593) (553594) (553595) (553596) (553597) (553598) (553599) (553600) (55											

◇
組
織

- ⑪ 部隊の編制、配置に柔軟性を付与する措置（自衛隊法改正）
　　—航空団、保安管制気象団の規定を政令規定事項とする。

⑫ 捕虜情報局等の設置（自衛隊法施行令臨時特例）—自衛隊の
　　共同機関として臨時設置。

⑬ 捕虜収容所の設置（同法施行令臨時特例）—臨時機関として
　　政令で設置、場合により共同の機関。

法規一全般整備へを專項で要綱を作成したもの

防衛庁かおこなうた研究内容

(「讀売新聞」一九七八年八月二十一日)

③ 出動する自衛隊の特別権限を付与（自衛隊法改正）・土地等の使用、優先・緊急通行、危険区域、道路交通整理、公の营造物占用等で所要の事項を定める。

④ 適用除外特例・① 海難審判法（自衛隊法改正）・略。

- ③ 適用除外特例・① 海難審判法（自衛隊法改正）＝略。

② 火薬類取締法（同）＝出動時の自衛隊の火薬類の貯蔵、運搬の適用除外規定。

④ 電波法（同）＝出動時の自衛隊の使用する無線設備、無線従事者に適用除外規定。

⑤ 鉄道営業法（同）＝火薬類の鉄道輸送を拒絶しえないこととする適用除外規定。

⑥ 遺言の特例（民法改正）＝出動の隊員の自筆証書遺言、死亡危急者の遺言について、簡易な方式を設ける。

⑦ 麻薬取締法、覚せい剤取締法（自衛隊法の改正）＝出動命令

時、政令で定める自衛官は、麻薬、覚せい剤を応急治療のため使用できることとする。

- ④ 捕虜等の取り扱い（捕虜等の取り扱いに関する訓令）＝防衛出動時、捕虜の待遇に関するジュネーブ条約を実施するため、取り扱いに關し必要事項を定める。

◇ 法務

- ① 罰則の強化（自衛隊法改正）＝出動命令を免れるための自傷行為をした者、出動命令を受けた者で、①危険な勤務を免れるため自傷行為をした者。②上官命令に多数共同して反抗、不服従しない者。③正当な権限がなく、または上官の命令に違反して、武力の行使をした部隊指揮官に対する罰則を設ける（注、現行の罰則は最高七年）。

- ② 警務官等の権限強化（自衛隊施行令改正）＝出動命令があつた場合、警務官等は、秘密保護法に規定する犯罪について、被疑者が（自衛）隊員以外の者であつても、司法職員としての職務を行うことができるようにする。

◇ 募集

- ① 自衛官の職業保障。② 自衛官の職業紹介（以上、自衛隊法改正）。③ （自衛隊員）採用基準の緩和（自衛隊法施行規則の改正）＝内容は略。

◇ 給与

出動の場合の給与等の特別措置（防衛庁職員給与特例法）＝出

動手当の支給、災害補償、その他、給与に關し必要な特別措置を定める。

◇ 経理

- ① 物品管理法の適用除外（物品管理法施行令改正）＝内容略。
② 需品の無償貸付、譲与（自衛隊法改正）＝防衛出動時、在日米軍に対し需品の無償貸付、譲与について所要の規定を設ける。
③ 国有財産法の特例（国有財産法施行令改正）。④ 慰問品の取り扱い（取り扱いに関する法律、同法施行令）。⑤ 財政法、および会計法の特例（防衛出動時における財政法および会計法の特例に関する法律）。⑥ 予算決算及び会計令の特例（防衛出動時における予算決算、及び会計令の特例に関する政令）＝以上内容略。

◇ 非常事態の処理

- 非常事態における特別措置（非常事態における特別措置に関する法律）＝非常事態の布告の手続き、およびこの布告があつた場合における首相がとる特別措置、その他所要の事項を定める。

◇ 秘密保護

- 国家防衛秘密の保護に関するもの（国家防衛秘密保護法）＝わが国の防衛上の秘密を保護するため、国家防衛秘密の範囲を定め、所要の罰則を定める。

◇ 公用負担等

- 使用し、または収用ができる。
△ 船員および船体の損失補償または損害補償に関するもの（特別立法・運輸省）＝略。
△ 海運助成措置に関するもの（特別立法・運輸省）＝略。
△ 特別郵便制度に関するもの（特別立法・郵政省）＝略。
△ 航空機の運航の統制に関するもの（航空法の改正・運輸省）＝首先は防衛出動時において特別の必要があると認めるときは、航空交通管制の権限を防衛庁長官に移管する。この場合において運輸省航空局および地方機関は航空交通管制に関しては防衛庁長官の補佐機関となるものとする。
△ 輸出入品の規制に関するもの（輸出貿易管理令および輸入貿易管理令の改正・通産、農林、厚生省）＝防衛の用に供する物資の確保のため輸出入品の規制を行うことができるのこととする。

- △ 防衛産業の振興に関するもの（特別立法・通産、運輸省）＝未定。

- ① 自衛隊の武力行使による損失の補償（上記項目に関する法律）
自衛隊の武力行使による損失の補償（上記項目に関する法律）

- △ 独占禁止法の緩和に関するもの（私的独占禁止および公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正・公正取引委員会）＝未定。

- △ 物価の統制に関するもの（物価統制令の改正・経企庁）＝未定。
△ 通信手段の確保に関するもの（特別立法・郵政省）＝略。
△ 不法電波に関するもの（電波法の改正・郵政省）＝略。
△ 輸送手段の確保に関するもの（特別立法・運輸省）＝航海命令、

「他省庁の研究に待つべき事項」

- △ 海上保安庁の防衛任務付与に関するもの（海上保安庁法改正・運輸省）＝防衛出動下令時に、海上保安庁は防衛任務を有することとし、その場合、海上保安庁は必要な武力を行使することができます。
△ 合衆国軍提供施設の共同使用に関するもの（合衆国軍協定改定・外務省）＝防衛出動時においては、合衆国軍が現に使用中の施設について現地指揮官の協議により共同使用ができることとする。
△ 船舶の運航の統制に関するもの（特別立法・運輸省）＝防衛出動時、必要な場合は防衛庁長官は船舶に対する安全な航路の指示、出入港の管制ならびに船団の編成および航行の指揮をすることができることとする。運航の統制措置を担当する機関、措置の内容、通信要員等を定めることとする。
△ 民間船舶の管理、使用、または収用に関するもの（特別立法・運輸省）＝防衛出動時、必要ある場合は國は民間船舶を管理し、

航空命令、鉄道運送命令、通運命令等を発することができるものとする。自衛隊のための運送を優先的に実施できるものとする。

▽ 従事命令に伴う罰則の強化に関するもの（特別立法・法務省）

○通信および運送に関する各種従事命令に従わない者に対する罰則規定を設ける。

▽ 労働基準に関するもの（労働基準法改正・労働省）○労働者のため最小限必要な労働基準について、緊急時態勢に応じて、年齢、労働時間、勤務時間等の勤務条件の特例を設ける。

▽ 労働者に対する扶助および補償に関するもの（特別立法・労働省）○略。

▽ 職業紹介および職業訓練に関するもの（職業安定法及び職業訓練法改正・労働省）○略。

▽ 労使間の関係に関するもの（労働関係調整法改正・労働省）○緊急時ににおける生産確保のために、労働者と使用者との間の集団的関係（争議権等）について特例を設ける。

▽ 勤労力の配置の調整（特別立法・労働省）○未定。

▽ 国民の救護（生活保護法等改正・厚生省）○略。

▽ 従事命令に従事する者に対する扶助金に関するもの（特別立法・各省）○略。

▽ 赤十字の名称および標章等の乱用防止に関するもの（赤十字の標章および名称等の使用法、商標法改正・厚生省、通産省、防衛庁）○略。

▽ ジュネーブ条約等に対する重大な違反行為の処罰に関するもの（刑法改正・法務省）○ジュネーブ第一条約第五〇条、第二条約第五一条、第三条約第一三〇条、および第四条約第一四七条の規

定並びに戦争法規に対する重大な違反を犯し、または射（ぼう）助、教唆もしくは周旋した者に対する罰則、裁判手続き（利益保護国、捕虜代表等に対する裁判通告、弁護士、不服申し立て、未決拘留の通算および捕虜の監視等）並びに捕虜に対する管轄裁判所について定めることに合わせて、行動時における赤十字標章等の乱用、戦争法規違反を構成するに至るべき違反行為の处罚について定めることとする。

▽ 文民病院の保護に関するもの（医療法改正・厚生省）○略。
▽ 護送車両隊等の保護に関するもの（運輸省、自治省、厚生省）○略。

▽ 幼児の識別について（厚生省）○ジュネーブ第四条約第二四条の規定に基づき、十二歳未満のすべての児童の身元を識別するための具体的方法を定めること。

▽ 「検討不十分と判断された」七件、「不必要または不適当と判断されたもの」二十三件は、いずれも略。

「行なわれるときにはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおりに定める。」

國防の基本方針

（昭和32年5月20日 国防会議および閣議決定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときにはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおりに定める。

文民統制強化のための措置について

（昭和47年10月9日 国防会議、閣議決定）

- 一 通商産業大臣、科学技術庁長官、内閣官房長官のほか国家公安委員長を議員とする。
- 二 別紙の事項は、防衛庁設置法第六十二条第二項第五号の「重要事項」として、国防会議にはかることにする。
- 三 自衛隊法の改正を要する部隊の組織、編成の変更
- 左に掲げる装備の新型式のものについての種類および数量
ただし、長期防衛力整備計画においてすでに装備の種類および数量が決定されている場合を除く。



自衛隊の行動

行動 (自衛隊法)		対 敵 事 態		要 件	
去機雷等の除 (第99条)	対領 空侵犯に する措置 (第84条)	災害 (第83条)	海上行 動の警 備(第82条)	要請による 治安出動 (第81条)	機治安出動 (第79条)
は、航空法その他の法令に規定さ れたとき	は、外國の航空機が国際法規によ る場合に限る。	天災地変その他の災害に際し て、人命または財産の保護を目的と して、公衆の安全を維持する場合 に、必要があると認める場合	海上上に在する船舶の部隊の行 動を監視する場合	事態が緊迫し、防衛出動命令を 出す場合	事態が緊迫し、防衛出動命令を 出す場合
官防 衛隊長	官防 衛隊長	官防 衛隊長	官防 衛隊長	官防 衛隊長	官防 衛隊長
海上自衛隊の海 上における機雷の その他危険物の 除去および処理	自衛隊の部隊が これを着陸する場 所に退去させな ければならないと 認めた場合	海上自衛隊の部隊の行 動を監視する場合	部隊等の出動	自衛隊の全部ま たは一部の出動	自衛隊の全部ま たは一部の出動

資料 民間防衛組織のうき

「渋沢財團」の設立について

酷暑の候皆様方にはご清栄のことと存じます。

の承知のとおり和洋の居合する港区にて防衛本府を如・陸・海・空の各幕僚監部等が所在し、名実ともにわが国の防衛の指揮中枢となっております。

具体的には会員各位が防衛に関する講演会・防災システムの研究会への参加を通して、それらの問題に关心を深めることも意義あることと思います。また防衛庁の各種広報行事を参観し自衛隊の真の姿

を理解するとともに隊員諸官の福利増進に寄与することもあわせて考えております。

これを機会に日頃国の防衛に対し心からなるご理解とご協力を賜つております皆様方のご賛同をいただきここに「港区防衛親交會」を設立するために準備をすすめております。前述の趣旨をご賢察のうえぜひ協力の程をお願い申し上げます。

なお、昭和五十三年十月末発足を予定いたしております。

昭和五十三年六月

港区防衛親交會發起人代表

本会は前年の目的を達成するため次の事業を行つて、訪問で開する講演会、決議会、行進会等の開催。

二、港区内の防災システムの研究、説明会の開催。

三、自衛隊行事（火力展示演習、自衛隊記念日観閲式）

四、自衛隊音楽部等の参観

五、部隊等見学（防衛大学校、防衛医科大学校及びひ部隊等）

六 退職隊員の就職援護協力。

八、その他本会の目的達成に必要とする事項。

第五条 本会は必要により支部を設けることができる。

第二章 会員

本会の会員は本会の趣旨に賛同する港区内事業所を有する法人(団体を含む)及び同一の居住者による。

会員は毎年所定の年会費を納入するものとする。

会費は一口年額法人は一〇、〇〇〇円、個人は一、〇

-27-

第八条 第三章 役員
本会に次の役員をおく。

三、事業計画及び予算の承認。
四、事業報告及び決算報告の承認。
五、その他特に重要な事項。

- 一、会長 一名 四、会計 二名以内
二、副会長 若干名 五、監事 二名
三、理事 若干名

第九条 役員のうち会長は総会において選出し、他の役員は会長がこれを委嘱する。

第十条 役員の職務は次のとおりとする。

一、会長は本会を代表し会務を掌理する。

二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

三、理事は本会の運営にあたる。

四、会計は本会の経理を担当する。

五、監事は本会の業務及び会計を監査し、その結果を總会において報告する。また各会議に出席して意見を述べることができる。

第十二条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与をおくことができる。ただし理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第十三条 第八条の役員の任期は二ヶ年とする。ただし再任をさせない。

第十四条 一、会則の改正。
二、会長の選出。

第十五条 正副会長会は、正副会長、会計をもって理事会は役員全員をもって構成し、それぞれ必要に応じて会務の運営に関する事項を審議する。

第十六条 会議は会長が召集し議長となる。議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第十七条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十日をもって終る。

二、本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもつてあてる。

三、本会の会費は毎年四月末までに納入する。ただし新規加入者はそのつど納入する。

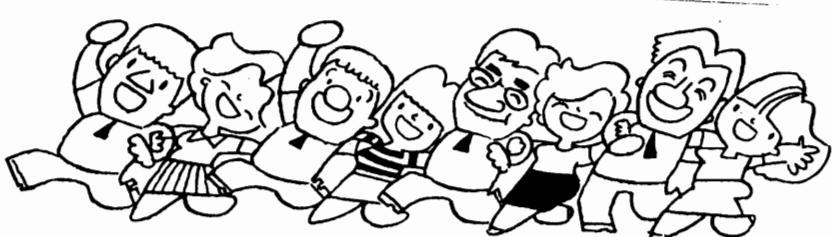
付則

一、本会の会員として会の名譽を傷つけ或は会の目的、趣旨に反するものは理事会の決議により除名することができる。

二、本会則は昭和五十三年 月 日から施行する。

三、昭和五十三年度にかぎり設立総会から昭和五十四年三月三十一日をもって事業年度とする。

四、役員の任期は前項の期間を含み昭和五十六年三月三十日までとする。



○新東京国際空港の安全確保に関する （昭和五〇・五・一）

は虚偽の報告をした者
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は拘置に処する。
一 第二十条において使用する災害対策基本法第五十二条第一

○新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法 (昭和五十三年一月三日 法律四二)

**六、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十三条、
（禁止行為（第五十六条において準用する同法第四十九条
第一項（輸物の制限等）又は第九十九条の第一項（飛行に
基づく運送の制限等）**

④ 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携へて行なうものとする。

二 第二十六項において厚生省の異なる災害対策基本法第六条第一項の規定に係る、既存の規制による市町村又は同条第二項の規定による賃貸借取扱いは、法律上保護の範囲若しくは制限又は追去命令に従らざるにいたり。

(四) 行地圖

七、有過失氣体漏洩(二十八年九月三十日第十九九六六号)二十
八、航空機の油取等の廻向に關する事項(昭和四十五年法律第百三十一号)三十
九、十六及び二十一年第一項(航空機の油取等)に關する事項(昭和四十七年法律第百三十二号)三十
九、十六及び二十一年第一項(火薬及び火薬用)に關する事項(昭和四十七年法律第百三十二号)三十

（四）第三項の規定による立証又は質問の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（五）巡査大尉は、第一項の検査命令に係る工作物が當該命令に違反して同項各号に掲げる用に供せられていると認めるときは、該工作物について封鎖する。その際に供せないために必要な措置を講ずることができる。



資料 靖國法案の趣旨説明

自民党政調会長 倉石忠雄

ただいま議題となりました靖國神社法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

現在の靖國神社には、創建以来祖国のために殉ぜられた約二百数十万にのぼるとうとい方々が奉斎されているのであります。私どもは、これら戦没者等の英靈に対して全国民的な尊崇の念をあらわすために、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえ、その偉業を永遠に伝えることは、国民として当然なさなければならない事柄であると信ずるのであります。したがいまして、靖國神社を国民の名において、かつ国民の負担において守ること、すなわち靖國神社を国家護持することとは、英靈に対する国民の尊崇の念にござるゆえんもあり、また、国としても当然なさなければならぬ事柄であると考えるのであります。

靖國神社の国家護持は、多年にわたる国民

の点を明記することといたしました。

第三は、戦没者等の範囲についてであります。戦没者等の範囲につきましては、その基準を改令で定めることとし、その基準に従いまして、靖國神社から申し出がありましたものにつき、内閣総理大臣がこれを決定するごとといたしたのであります。

第四は、靖國神社の非宗教性についてであります。靖國神社の国家護持は、あくまでも憲法の趣旨に適合してなさるべきものであることは当然でありますので、そういう見地から、靖國神社は、特定の教義を持ち、信者の教育育成をする等宗教的活動をしてはならない旨の規定を設けたのであります。すなわち、靖國神社は宗教團体としての性格を持たないものといたしたのであります。

第五は、靖國神社の行なう業務についてであります。靖國神社は、その目的達成のために、戦没者等の名簿等を奉安し、戦没者等についてその遺徳をしのび、これに感謝するための儀式行事を行ない、あるいは施設を維持管理する等の業務を行なうものといたしました。なお、その目的達成のために必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、こわらの業務

の熱望であり、国会に対する請願も、たびたび繰り返して行なわれてきたのであります。われわれは、これらの熱望にこたえ、多年の懇求であった靖國神社の国家護持を確立するため、靖國神社法を制定することが必要であると決意するに至った次第であります。

御承知のとおり、終戦直後の昭和二十年二月、連合軍司令部の覚書に基づき、宗教法人令が制定され、その改正により靖國神社は宗教法人とされ、その後昭和二十六年四月の宗教法人法の制定に伴い、靖國神社は同法の認証を受けて、宗教法人靖國神社として現在に至つておるのであります。さきに述べましたように、靖國神社の国家護持を確立する場合において、今ままの姿において靖國神社の国家護持の実現をはかるうとすることは、日本国憲法が規定している信教の自由の保障や政教分離の原則に照らしますと、種種検討を要する問題があると考えられるのであります。

あります。したがいまして、われわれは、こちらの点に関して、多年にわたり、各方面のいろいろな意見をも微し、慎重に調査研究を重ねてきました結果、靖國神社が宗教團体であるとされることがないように配慮いたしまして、本法案を作成し、ここに靖國神社法案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の内容の概要につきまして、御説明申し上げます。

第一は、靖國神社の目的についてであります。靖國神社の国家護持をはかるために、前に述べた趣旨に基づきまして、靖國神社の目的を次のように定めました。すなわち、戦没者及び国事に殉じ人々の英靈に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのびこれを慰め、その事績をたたえる儀式行事を行ない、もって戦没者等の偉業を永遠に伝えることをその目的といたしました。

第二は、靖國神社の名称についてであります。本法案において靖國神社という名称を用いましたのは、靖國神社の創建以来、その名称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮いたしまして、その名称を踏襲することが適当であると考えたからであります。しかしながら、このことは、靖國神社を宗教團体としようとする趣旨のものではありませんので、こ

とは、その一部を国が負担することをたてまえとし、さらに国または地方公共團体において、その経費の一部を補助することができる道を開くことといたしました。

第八は、靖國神社の設立に関する事務長及び二人以内の監事並びに内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する五人以内の理事を置くこととし、これらの役員の欠格条項、解任事由等必要な規定を設けることといたします。

次に評議員会であります。十人以内の評議員で組織する評議員会を靖國神社に置き、靖國神社の予算、業務計画等の重要事項については、理事長は、評議員会に諮問して、その意見を聞かなければならないことといたしました。さて靖國神社が行ないます儀式行事等については、まず、現在の宗教法人靖國神社の自発的な申し出が必要であることといたしました。そして靖國神社が行ないます儀式行事等につきましては、これがきわめて重要な事項でありますので、その大綱については、本法案の趣旨に沿いますよう、内閣総理大臣が、靖國神社審議会に諮問して決定することといたしました。

右の靖國神社の儀式行事等の大綱の決定がされました後、所要の設立手続が完了しました。次には、本法案による靖國神社が成立することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようにお願い申し上げます。

資料 靖国神社法案

(民法の準用)
らない。

第九条 民法(明治二十九年法第八十九条)
第四十四条(法人の不法行為能力)及び第
五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社
について準用する。

第二章 役員及び職員

第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び國事に殉じた人の英靈に対する國民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのである。靖国神社を宗教団体とする超自然のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び國事に殉じた人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基

づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似の名称を用いてはならぬ。

第三章 評議員会

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、

3 理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることはできない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

(役員の任命)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金
(借入金)

第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金
(借入金)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理

(監督)

第三十二条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつづ、次の業務を行なう。

一 戰没者等の名簿等を奉安すること。

二 戰没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戰没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

(業務方法書)

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受ける。

2 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二条の業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により職員が立入り検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しない。

2 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

3 第一項の規定による立入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しない。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、靖国神社に

対して、その業務に関し、監督上必要な命をすることができる。

2 第二十六条、第三十条又は第三十一条

第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十八条の規定による承認をしよう

規程

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に關し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとすると、

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

5 評議員は、再任されることができる。

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戰没者等の名簿等を奉安すること。

2 戰没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

3 戰没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

4 その施設を維持管理すること。

5 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戰没者等の名簿等を奉安すること。

2 戰没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

3 戰没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

4 その施設を維持管理すること。

5 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議

十四号)の一項を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に、次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第 二十三号)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第二十一号)

靖国神社	印紙税法(昭和四十二年法律第 二十三号)
靖国神社	印紙税法(昭和四十二年法律 第二十二条)

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三十五条)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三十六条)

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百四十八条)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百四十九条)

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十四条)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十五条)

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十六条)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十七条)

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十八条)
靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律 第三百五十九条)

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。
二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第
二十九条)第一項第一項第一号)第二十二条第一項
に規定する業務の用に供する不動産
機械公団」の下に「靖国神社」を加え
る。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。
三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二条
第一項に規定する業務の用に供する固定
資産

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、半年度約
一億円の見込みである。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。
二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第
二十九条)第一項第一項第一号)第二十二条第一項
に規定する業務の用に供する不動産
機械公団」の下に「靖国神社」を加え
る。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。
三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二条
第一項に規定する業務の用に供する固定
資産



靖国神社問題資料

資料一 靖国神社への公式参拝を求める徳島県議会の意見書

天皇・首相等の靖国神社公式参拝に関する意見書
靖国神社には戦没者および国事に殉じた多くの英靈がまつられ、
国民として尊崇の念を禁じ得ないものがあります。

しかし、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下をはじめ、内閣総理大臣及び政府関係者並びに國賓による公式参拝が行わてい
よいって、政府におかれでは、靖国神社の国家護持の措置を講ずる
とともに、公式参拝の実現についても格段の努力をされるよう、強
く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
昭和五十四年七月十八日

徳島県議会議長 北島 一

内閣総理大臣
自 治 大 臣
厚 生 大 臣
総理府総務長官

貴県議会の御英断をもちまして、何とぞ速やかに政府に対し、「公式参拝」を「政府見解」として決定するよう、貴県議会の決議をも
ちまして、実現への道をお聞き下さるよう、切に要望する次第であ
ります。

昭和五十四年八月

英靈にこたえる会

「靖国神社公式参拝に関する要望書」
例年八月十五日、東京・武道館において、政府主催の戦没者追悼式が行われ、天皇・皇后両陛下が御臨席、お言葉をいただいていることは周知のとおりであります。

しかし、靖国神社の春秋の大祭において、御親拝のことはもとより、勅使の御差遣、あるいは総理大臣以下の参拝が、ほとんど慣習化しているにもかかわらず、政府はこれらの参拝がすべて、
「行為」であると弁明しつづけており、ために来日国賓等の靖国神社表敬参拝も行われず、國際儀礼に欠くところが少なくありません。

このことは、靖国神社の英靈はもとより、その遺族並びに英靈の慰靈顕彰を目的とする「英靈にこたえる会」としては、まことに遺憾であり、勤使の御差遣、あるいは総理大臣以下の参拝が、ほとんど慣習化しているにもかかわらず、政府はこれらの参拝がすべて、
「行為」であると弁明しつづけており、ために来日国賓等の靖国神社表敬参拝も行われず、國際儀礼に欠くところが少なくありません。

本会は、すでに憲法の法理解釈上からも、「公式参拝は違憲ではない」との立場をとりこれを広く国民各層に訴えるとともに、署名運動を展開し、ほぼ一千万に近い署名を得ております。

また、昨年来、四県議会において「靖国神社公式参拝の実現に関する決議」が採択され国民的熱望は、この種の形で急速に全国的に波及する傾向にあります。

「英靈にこたえる会」も発足すでに四年、全国組織もおわり、今

後は一段と国民各位の御協力のもとに運動を展開する所存であります。

最近の論議の契機の特徴

- ① 1978.7月 黃炳耀（元經理）：老賴攻擊我們自衛的，是胡成志的行動計劃了。

更迭 → 有階級促進工作 → 種植首推：陳鴻烈和唐玉松的種植工作。

cf. 仲家根發言：[要種植的是櫟桂而不是竹子，三葉草並不屬於王五，一點五十六萬。
 「198.10.」
 雖然已經七八八年了。一點五十六萬不是王五的責任，王五沒有責任。一直到現在比以前
 增加很多年。] 這點不正確。一來新種植的密度比原來的密度要低，而且土壤保水能力也低。

point. ① 任繼秋發言：到底不就是三萬？這到底應該歸誰的責任？

② 楊浩73年的一三葉草和王五。 → 有階級促進的歷史性（批判以王五為首）

③ 1981.2. 行田榮章（王桂森之後）：我們這個時候有禱告。（com 18 E 被動而起，但卻沒有對抗（但說的不是））

9. 有组织法游行示威的背景上系带

- (1) 情勢

 - ① 国際保全の上層部
 - 1952年 旧经济部總理 - 基地提供義務
 - 1954. 6. 新安保条約締結 - 互防義務（5年）, 新安保制度（經濟援助, 海軍擴張）.
 - 1970. 6. 新安保条約自商延長
 - 1976. 7. 日米防衛協力小委員会設置
 - 1978. 11. 「日本防衛能力の近代化」方針 - 一部新防衛政策宣言
 - 1980. 6. 「安全保障体制の再評定 - 安保政策上重要な
 - 「解（攻撃）, 「終（終戦）」「緊張時（攻撃警戒）」, 「平時（非戦時）」の五種の日米共同の軍事態化（公比「日米同盟」）
 - 條：「武力攻撃之受け止め小限」, x. 「日本政府下の多国籍山口組」
 - 1981. 4. 「聯合作同作戦研究」（松井）, 「三矢作戦」（西太平洋, 7.11～8.2）実行委員会発足
 - 目的：「各参戦のための対応整備」
 - 種のための国内整備
 - ② 現代的構勢
 - 不透明の不況への対処..
 - 集中豪雨的輸出減大 → 内需 → 内需攻撃 → 大手筋思

(4) 潘創資本外輸出：一中華三-口-1-0214 7-03-21 賴先生的郵件入札小建議
(海外進出) 江蘇省常州市人民廣場8號 二層樓

： 宋之謂也。子雲之謂也。子雲之謂也。

卷之三

卷之三

(1) 單面印刷 = 反復印刷、：多層印刷上可選輸法

新編金瓶梅事略全集：金瓶梅正傳、風塵三寶、金瓶梅續、金瓶梅外傳、金瓶梅後傳。

(二) 諸侯割地：— 沙古山產賦子才，秦滅蜀後， \rightarrow 征起七百萬人戍，發送關外。這裏牽制的法律。

၁၂၅

(7) 亂世的絕對過渡經濟的實踐，野蠻、殖民地化(多樣、自衛的經濟)

卷之三

1000

1953. 保健行政重要性，保健行政一部纠正了法律需要调整。

• 每年3月17日舉行「國際水資源研討會」，研討會由聯合國水資源委員會主辦。(新國際水委會)

• 諸律行勸任籍以周止，「微參等力強制收用，強制使用力的問題及加強戒嚴又非國家警衛事務所布告

1958.2 球磨川町議会議事録(第1回) (議長:伊藤清一郎、副議長:佐藤義和)

「正統派法を相比し、右山成道法より多少は手堅い」

①集会、示威運動の禁止・制限・解散、②新聞、放送、雜誌、文書等の修正・禁正、③年貢、
酒食の禁制、④鉛筆刀剣 大革綱等の使用行為等の禁止、修正、押収 ⑤運輸道筋

的停止、經制。①船舶：所當徵、車輶等互入推置，⑦食料為征課需輪置的移和某

②警察对于已经停止的违法行为，不得再继续处罚。禁令部、禁令部：①因本地区公共交通体的需要，
止，③对已经纠正，核查。

不列颠的主要影响力作用。以上是传播知识的知事，他不终险，又对威可金斯加非常

卷之三

1963. 2. 第三屆研討會上 (資料 p. 22~參照)

：「第三次軍事會議，由軍委會主席主持，會議將於三月一日舉行。」

・「新時代社会の藝術」(明治書院)、『新法会の研究』—1772-87年の新法會使徒教主草創(2万字)、勿論星

卷之三

1966. 2. 附錄二「刑事立法研究專輯」(資料 P.242 參照)

- 卷之三

1. 1967年9月13日，国务院批转《关于加强环境保护工作的意见》。

1978. 7. 11 開始了宣傳工作 —— 延續到 8 月 15 日 (於香港出席會場)

① 動産の自衛行為の行使による争いの処理法。② 借貸取扱い規則/借入者に対する返済の督促等の手続。③ 保証人に対する債務の履行の督促等の手続。④ 一般市民の運転免許の交付・更新手続。⑤ 防衛行為の事務手続、以及会員面の手続を簡素化する。⑥ 一般市民の福利手続。⑦ 安保と暴力行為等による被害のための事件の届出。⑧ 自衛行為による傷害の訴訟

新奇事物特別引起興趣。

- (1) 勘察设计问题

(2) 施工技术研究 —— 自建矿的建设方法、小砌块砌体、砌筑砂浆、抹面砂浆
进行可行性试验对比研究。

1981. 1. 31 征得「有关技术研究的中间报告」(参见 P.29 参照)

4. 对于推广施工方法的研究和中间报告上所列问题之研究方案如下：

有关技术的内容 (摘要) —— 附录「有关技术研究方案」之 P.10F.

 - (1) 施工阶段、小砌块特别构造法的制定。—— 制订特别构造法、特别措施。—— 批示令(P.30)
 - (2) 制定防冲打振特别构造法的制度。—— 小「振动特别构造法」。—— 批示令(P.32)
 - (3) 自建矿的采剥困难(的)① 选择技术、采矿技术。
 - ② 特别运输 —— 选择特别运输的不断更新使用，土地部分使用，修改设计。—— 批示令(P.30)
 - ③ 通用除外 —— 选择特别开采、尾泥法、斜坡道等法，尾泥(尾矿)，尾矿、尾砂、尾砂的排放。
 - ④ 矿剥削化 —— 通过的必须实行，上部综合及
 - ⑤ 矿剥削新方法强化 —— 附录「有关技术研究方案」。—— 批示令。
 - ⑥ > 新方法、新技术的管理：新建、新设备、新附属修理、电梯工场、薄壁船设计、新设备、新方法、新设备的整备。

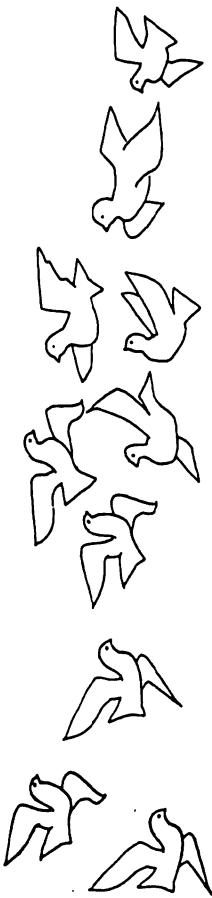
(4) 自建矿的 1C3 矿困难。① (参见 P.19)
X. 政府的整备。
(政府方案)

② 土地、道路、给排水、电力、通信、仓库、贮藏所、准备及新设备
设计、装潢、修理建筑物、山体等石墨矿、木材等用黑木，
资金方向

*⑥ 附录方案 一、小砌块特别构造法、特别措施、特别设计、特别设备、特别修理、特别附属设施、特别服务。

*参、三件依此 ⇒ 「有关技术研究方案」：防冲打振、斜坡道等法，尾泥法、尾砂法，土木工程等用黑木，

憲法と平和を考えるつどい



1981年5月21日(木) 6:00
宮崎市民会館 大会議室

- 金嶺田 萬喜雄氏(官崎総合法律事務所弁護士)
「政治反動と今日の憲法情況」
- 永田 忍氏(宮崎大学工学部)
「日本の平和とアメリカの核戦略」
- 小野 義美氏(宮崎大学教育学部)
「有事立法と徵兵制」

(連絡先: 宮崎総合法律事務所・0985-24-8954)

主催: 日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

参加費: 200円 (当日資料配布します)